

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考				
総 則						
第1節 計画の目的						
第1 計画の目的 (略)						
第2 計画の性格						
4 なお、地震及び雪害対策については、それぞれ富山県地域防災計画「震災編」、「雪害編」に定め、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」に定めるものとする。 また、これら以外の災害については、本「風水害編・火災編・事故灾害編」を準用し、対策にあたるものとする。	4 なお、地震及び雪害対策については、それぞれ富山県地域防災計画「地震・津波災害編」、「雪害編」に定め、石油コンビナート等特別防災区域に係る防災対策については、「富山県石油コンビナート等防災計画」に定めるものとする。 また、これら以外の災害については、本「風水害編・火災編・事故灾害編」を準用し、対策にあたるものとする。	名称変更に伴う修正				
第3 計画の構成						
『富山県地域防災計画』の構成						
<table border="1"><tr><td>震災編</td><td>計画編</td></tr></table>	震災編	計画編	<table border="1"><tr><td>地震・津波災害編</td><td>計画編</td></tr></table>	地震・津波災害編	計画編	
震災編	計画編					
地震・津波災害編	計画編					
第2節 防災の基本方針						
1 計画的で周到な災害予防対策						
(1)～(2) (略)						
(3) 日常から災害に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、 <u>災害時要援護者</u> への援護等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。	(3) 日常から災害に備えるために、防災意識の高揚、自主防災組織の育成強化、防災訓練の充実、 <u>要配慮者に対する防災上の措置</u> 等により防災行動力を向上させるとともに、災害対策調査研究を推進する。	災害対策基本法の改正に伴う修正				
(4) (略)						
第3節 防災関係機関等の責務						
第1 防災関係機関等の責務						
1～2 (略)						
3 防災関係機関						
(1) 県民生活に密着する電力、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。	(1) 県民生活に密着する電力、 <u>ガス</u> 、電話、水道等ライフライン施設の管理者は、迅速な応急復旧活動のため体制整備を図るとともに、施設の安全化について計画的に整備する。	例示の追加				
(2)～(4) (略)						

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考																																		
<p>4～5 (略)</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>(1) 県 (略)</p> <p>(2) 市町村</p> <table border="1"> <tr> <td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>1～16</td></tr> <tr> <td>17 <u>災害時要援護者の避難支援に関すること</u></td></tr> </table> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>北陸財務局 富山財務事務所</td><td>1～4 (略) <u>(追加)</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>中部経済産業局</td><td><u>1 生活必需品、復旧資材等災害関係物資の安定的供給の確保に関すること</u> <u>2 被災商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</u> <u>3 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること</u> <u>4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</u></td></tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td><td><u>1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること</u> <u>2 鉱山における災害の防止及び応急対策に関すること</u></td></tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td><td>1～12 (略) <u>(追加)</u></td></tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱	1～16	17 <u>災害時要援護者の避難支援に関すること</u>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		北陸財務局 富山財務事務所	1～4 (略) <u>(追加)</u>	(略)		中部経済産業局	<u>1 生活必需品、復旧資材等災害関係物資の安定的供給の確保に関すること</u> <u>2 被災商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</u> <u>3 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること</u> <u>4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</u>	中部近畿産業保安監督部	<u>1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること</u> <u>2 鉱山における災害の防止及び応急対策に関すること</u>	北陸地方整備局	1～12 (略) <u>(追加)</u>	<table border="1"> <tr> <td>事務又は業務の大綱</td></tr> <tr> <td>1～16</td></tr> <tr> <td>17 <u>要配慮者の避難支援に関すること</u></td></tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関等の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>北陸財務局 富山財務事務所</td><td>1～4 (略) <u>5 避難場所として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集及び情報提供に関すること</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>中部経済産業局</td><td><u>1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>2 災害における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</u></td></tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td><td><u>1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること</u></td></tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td><td>1～12 (略) <u>13 土砂災害緊急情報の発表等に関すること</u> <u>14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること</u></td></tr> </tbody> </table>	事務又は業務の大綱	1～16	17 <u>要配慮者の避難支援に関すること</u>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)		北陸財務局 富山財務事務所	1～4 (略) <u>5 避難場所として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集及び情報提供に関すること</u>	(略)		中部経済産業局	<u>1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>2 災害における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</u>	中部近畿産業保安監督部	<u>1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること</u>	北陸地方整備局	1～12 (略) <u>13 土砂災害緊急情報の発表等に関すること</u> <u>14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること</u>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>事務事業の追加等に伴う修正</p>
事務又は業務の大綱																																				
1～16																																				
17 <u>災害時要援護者の避難支援に関すること</u>																																				
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																			
(略)																																				
北陸財務局 富山財務事務所	1～4 (略) <u>(追加)</u>																																			
(略)																																				
中部経済産業局	<u>1 生活必需品、復旧資材等災害関係物資の安定的供給の確保に関すること</u> <u>2 被災商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</u> <u>3 被災中小企業の再建に必要な融資あっせんに関すること</u> <u>4 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</u>																																			
中部近畿産業保安監督部	<u>1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物の保安に関すること</u> <u>2 鉱山における災害の防止及び応急対策に関すること</u>																																			
北陸地方整備局	1～12 (略) <u>(追加)</u>																																			
事務又は業務の大綱																																				
1～16																																				
17 <u>要配慮者の避難支援に関すること</u>																																				
機関等の名称	事務又は業務の大綱																																			
(略)																																				
北陸財務局 富山財務事務所	1～4 (略) <u>5 避難場所として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舎)の情報収集及び情報提供に関すること</u>																																			
(略)																																				
中部経済産業局	<u>1 産業の被害情報に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>2 災害における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること</u> <u>3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること</u>																																			
中部近畿産業保安監督部	<u>1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安に関すること</u>																																			
北陸地方整備局	1～12 (略) <u>13 土砂災害緊急情報の発表等に関すること</u> <u>14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること</u>																																			

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）		備 考
(略)	(略)		
(4) 指定公共機関			
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱
日本郵政公社 北陸支社	(略)	日本郵便株式 会社北陸支社	(略)
(略)		(略)	
株式会社エヌ ・ティ・ティ ・ドコモ北陸	(略)	株式会社NT Tドコモ北陸 支社	(略)
日本赤十字社 富山県支部	1～2 (略) 3 義援金及び救援物資の募集及び配分のあっせん並びに連絡調整に関すること 4 (略)	日本赤十字社 富山県支部	1～2 (略) 3 義援金の募集及び配分のあっせん並びに連絡 調整に関すること 4 (略)
(略)		(略)	
(5) (略)			
(6) 指定地方公共機関			
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱
鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道（株） 加越能鉄道（株）	(略)	鉄軌道・バス事業会社 富山地方鉄道（株） 加越能バス（株）	(略)
ガス供給事業会社等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (社)日本簡易ガス協会北陸 支部 (社)富山県エルガス協会	(略)	ガス供給事業会社等 日本海ガス（株） 高岡ガス（株） (一社)日本コミュニティー ガス協会北陸支部 (一社)富山県エルガス協会	(略)
自動車運送事業会社 (社)富山県トラック協会 (略)	(略)	自動車運送事業会社 (一社)富山県トラック協会 (略)	(略)
(社)富山県医師会	(略)	(公社)富山県医師会	(略)
(略)		(略)	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考																																						
<p>2 (略) 第3 役割分担 (略)</p> <p>第4節 県内の地形・気象と災害 第1 (略) 第2 社会環境の変化 1~4 (略) 5 コミュニティ活動の停滞</p> <p>本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者（とりわけ一人暮らしの高齢者）、障害者、外国人等の災害時要援護者の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>本県においても、都市化の進展、通勤者の増大等により、特に市街地においては地域の連帯感が希薄化し、自治会活動をはじめとした地域コミュニティ活動の停滞が指摘されているところである。また、高齢化、国際化等の進展により、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加が見られる。地域において、被害を少しでも軽減するには、「みんなのまちはみんなで守る」という地域における事業所や住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等により、地域における防災行動力の向上が必要である。</p>	災対法改正に伴う修正																																						
<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 風水害に強い県土づくり 第1 (略) 第2 河川保全事業</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画項目</th><th colspan="3">主な事業内容</th><th>事業主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川保全の促進</td><td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td><td rowspan="2">国・県</td></tr> <tr> <td>ダム名</td><td>目的</td><td>建設期間</td></tr> <tr> <td>舟川ダム (生活貯水池)</td><td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・消雪用水</td><td>平成5年～</td></tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進			国・県	ダム名	目的	建設期間	舟川ダム (生活貯水池)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・消雪用水	平成5年～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画項目</th><th colspan="3">主な事業内容</th><th>事業主体</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川保全の促進</td><td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td><td rowspan="2">国・県</td></tr> <tr> <td>ダム名</td><td>目的</td><td>建設期間</td></tr> <tr> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td><td>・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水</td><td>平成5年～</td></tr> <tr> <td colspan="4">○河川改修事業</td><td>国</td></tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進			国・県	ダム名	目的	建設期間	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～	○河川改修事業				国	舟川ダム事業完了に伴い削除
計画項目	主な事業内容			事業主体																																				
河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進			国・県																																				
	ダム名	目的	建設期間																																					
舟川ダム (生活貯水池)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・消雪用水	平成5年～																																						
計画項目	主な事業内容			事業主体																																				
河川保全の促進	○河川総合開発事業の推進			国・県																																				
	ダム名	目的	建設期間																																					
利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																						
○河川改修事業				国																																				

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画					修正案（変更部分のみ記載）			備 考															
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成 5 年～		県土保全整備率 <u>19年度 54.4%</u> → <u>24年度 55.7%</u>	県 市町村		時点修正															
○河川改修事業 県土保全整備率 <u>12年度 51.5%</u> → <u>17年度 54.0%</u>																							
			国																				
			県																				
			市町村																				
第3 海岸保全事業																							
計画項目	主な事業内容			事業主体	計画項目	主な事業内容																	
海岸保全の促進	海岸保全事業（河川局所管） ・下新川海岸など <u>8</u> 海岸			国・県	海岸保全の促進	海岸保全事業（河川局所管） ・下新川海岸など <u>10</u> 海岸																	
(以下略)					(以下略)																		
第4～第7 (略)																							
第8 空港施設等整備事業																							
1 (略)																							
2 工作物の円滑な除去（県 <u>土木部</u> 、各関係機関）																							
第9 鉄道施設等整備事業																							
1 (略)																							
2 富山地方鉄道（株）、 <u>加越能鉄道（株）</u> 、万葉線（株）、富山ライトトレール（株）																							
第2節 災害危険地域の予防措置																							
山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災関係機関においては、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するものとする。特に、ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行うものとする。また、危険箇所にある <u>災害時要援護者</u> 関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。																							
第1 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所																							
山崩れやがけ崩れ、水害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災関係機関においては、災害危険地域の調査、研究を実施し、その実態を把握するとともに、巡視や有害行為の禁止、避難体制の整備等災害予防措置を推進するものとする。特に、ハザードマップの作成・配布による住民への危険性の周知徹底を行うものとする。また、危険箇所にある <u>要配慮者</u> 関連施設に対する周知徹底を図るとともに、その情報連絡、警戒避難体制等の整備に努める。																							

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
1 土砂災害危険箇所の予防措置（県農林水産部、県土木部、市町村） (1) 県の措置 ア～エ (略) <u>(追加)</u>	<p style="color: red;"><u>才 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知及び一般に周知できる体制を整備する。</u></p>	土砂災害防止法の改正に伴う追加
(2) 市町村の措置 ア～エ <u>(追加)</u>	<p style="color: red;"><u>才 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備するものとする。</u></p>	同上
2 警戒避難体制の確立（市町村） (中略) 市町村は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するものとする。また、警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。	<p>市町村は、各々の危険箇所及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備を図るため、市町村地域防災計画において、次の事項を定め、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じ、住民に周知するものとする。また、警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p>	災対法の改正に伴う修正
第2～第3 (略) 第4 重要水防箇所及び浸水想定区域 1 (略) 2 浸水想定区域の指定、公表及び洪水ハザードマップの作成（北陸地方整備局、県土木部、市町村） (1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るために、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。	<p>(1) 国土交通大臣及び知事は洪水予報河川及び水位情報周知河川として自ら指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、<u>又は浸水を防止することにより</u>、水災による被害の軽減を図るために、当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。</p>	水防法の改正に伴う追加

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(2) 市町村は浸水想定区域の指定があった場合には、市町村地域防災計画に次の事項を定めるものとする。</p> <p>①洪水予報及び水位情報周知河川における水位等の情報の伝達方法</p> <p>②<u>避難場所</u>、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>③<u>当該区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p>	<p>②<u>緊急避難場所、避難所</u>その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>③<u>浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p>イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）で市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）</p>	災対法の改正 に伴う修正 水防法の改正 に伴う修正
<p>(3) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、<u>避難場所</u>その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民に周知するものとする。</p> <p><u>(4) 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。特に、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市町村長へ報告するとともに、公表するものとする。</u></p>	<p>(3) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、<u>緊急避難場所、避難所</u>その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、ハザードマップを作成、配布する等により住民に周知するものとする。</p> <p><u>(4) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、その構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</u></p> <p><u>市町村長は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定め</u></p>	災対法の改正 に伴う修正 水防法の改正 に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第5 (略)</p> <p>第3節 ライフライン施設等の安全性強化</p> <p>第1 ライフライン施設の安全性強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、<u>日本簡易ガス協会</u>北陸支部、富山県<u>LP</u>ガス協会）</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 廃棄物処理施設の安全性強化 (略)</p>	<p>るものとする。</p> <p>(5) <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</u></p> <p><u>市町村長は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p> <p>(6) <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市町村長に報告するものとする。</u></p> <p><u>市町村長は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</u></p>	組織名の変更に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
第4節 防災活動体制の整備 第1 防災拠点施設の整備 <p><u>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設を整備する。</u></p> <p>また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p><u>1 県の防災拠点施設の整備（県知事政策室）</u> <u>県は、大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する防災拠点施設を整備する。</u></p> <p><u>(1) 防災拠点施設の役割・機能</u> <u>ア 災害時における役割・機能</u> <u>(ア) 救助資機材・物資等の供給</u> <u>(イ) 物資の輸送、集積、配給基地</u> <u>(ウ) 緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</u> <u>(エ) 災害対策本部の代替機能</u> <u>イ 平常時における役割・機能</u> <u>自主防災組織、自治体職員等の研修センター</u></p>	<p><u>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備、充実に努める。</u></p> <p>また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p><u>1 富山県広域消防防災センター（県知事政策局）</u> <u>県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。</u></p> <p><u>(1) 防災拠点施設の役割・機能</u> <u>ア 災害時における役割・機能</u> <u>(ア) 備蓄機能等</u> <u>・呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫</u> <u>・飲料水等を確保するための耐震性貯水槽</u> <u>(イ) 輸送拠点機能</u> <u>・応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）</u> <u>・臨時ヘリポート、 トラック待機場（放水訓練場）</u> <u>(ウ) 受援機能</u> <u>・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</u> <u>(エ) 災害対策本部の代替機能</u> <u>イ 平常時における役割・機能</u> <u>・防災関係者の研修の場</u> <u>・県民の防災教育の場</u></p>	富山県広域消防防災センターの設置に伴う修正 同上
2～3 (略)		
4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） <p>市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援</p>	<p>市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援</p>	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行 地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに<u>県の整備する防災拠点施設</u>に準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第4 通信連絡体制の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 通信連絡手段（全防災関係機関）</p> <p>通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。</p> <p>無線電話</p> <p>無線通信ネットワーク図</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> 県行政無線 市町村行政無線 防災相互無線 消防防災無線 国土交通省回線 中央防災無線（緊急連絡用回線） 	<p>ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに<u>富山県広域消防防災センター</u>に準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。</p>	同上
3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県知事政策室、県経営管理部、県土木部、市町村）	3 通信連絡体制の整備充実（北陸地方整備局、県知事政策局、県経営管理部、県土木部、市町村）	機材の更新に伴う修正 「衛星移動車」→「可搬型衛星地球局」

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p style="text-align: center;">富山県総合防災情報システム</p> <p>震度情報 (35地点) (震度情報ネットワークシステム)</p> <p>とやまマルチネット等</p> <p>市町村 (15)</p> <p>気象情報 (河川水位、雨量) 土砂災害危険度情報、雪情報 (河川・土砂災害・雪情報システム)</p> <p>気象予警報、アメダス、地震・津波情報等</p> <p>富山地方気象台</p> <p>日本気象協会 富山事業所</p> <p>積雪・凍結センター 路面監視カメラ</p> <p>県土木センター (4) 県土木事務所 (4)</p> <p>県ダム管理事務所 (7)</p> <p>雨量観測局 河川水位観測局</p> <p>雨量観測局 河川水位観測局</p> <p>富山県庁 防災・危機管理課 (災害対策本部)</p> <p>県総合庁舎 (4) 砺波土木センター 県土木事務所 (4)</p> <p>市町村 (15) 消防本部 (12)</p> <p>県警察本部</p> <p>防災・危機管理課職員 消防課職員</p> <p>自動通報 (携帯電話)</p> <p>注意報 地震・津波情報</p> <p>→ 気象情報 → 災害情報 → 震度情報</p>	<p>「消防本部 <u>(12)</u>」 → 「消防本部 <u>(8)</u>」</p> <p>「土砂災害危険情報、雪情報」 → 「雪情報」</p> <p>「(河川・土砂災害・雪情報システム)」 → 「(河川・雪情報システム)」</p> <p>「土砂災害警戒情報支援システム (砂防課)」を追加</p>	<p>消防の広域化に伴う修正</p> <p>システム改修に伴う修正</p>
<p>4 (略)</p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 緊急航空路の確保 (県知事政策室、県土木部、県警察本部、市町村)</p> <p>5 (略)</p> <p>第6 航空防災体制の強化</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備 (県知事政策室、県警察本部、市町村)</p> <p>(1) 離着陸場の整備推進</p> <p>ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。</p> <p>ア <u>避難場所</u>及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備</p>	<p>4 緊急航空路の確保 (県知事政策局、県土木部、県警察本部、市町村)</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備 (県知事政策局、県警察本部、市町村)</p> <p>ア <u>緊急避難場所、避難所</u>及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備 ウ 交通遠隔地や災害時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備 (2)～(3) (略) 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県知事政策室、市町村） 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部） (1)～(2) (略) (3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用 　ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。</p>	<p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県知事政策局、市町村）</p>	組織改編に伴う修正
<p>第7 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請等に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、広範囲の都道府県等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 なお、県は、消防組織法<u>第24条の3</u>に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定し、応援部隊の受入体制を整える。 県では、現在、次のとおり協定等を締結している。 1 (略) 2 地方公共団体間の相互応援（県知事政策室、市町村） (1) 都道府県間の相互応援 　ア～ウ (略) エ 石川県・福井県との災害時応援 　県は、石川県及び福井県と平成7年10月27日、「<u>災害時の相互応援に関する協定書</u>」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。 (2) (略)</p>	<p>なお、県は、消防組織法<u>第44条</u>に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援計画を策定し、応援部隊の受入体制を整える。</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（県知事政策局、市町村）</p>	法改正に伴う条項ずれ 組織改編に伴う修正 協定名の修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>3 防災関係機関との相互協力</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>(社) プレハブ建築協会との協定</u> 県と<u>(社) プレハブ建築協会</u>とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。</p> <p>キ <u>(社) 富山県警備業協会との協定</u> 県と<u>(社) 富山県警備業協会</u>とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。</p> <p>ク <u>(社) 富山県医師会との協定</u> 県と<u>(社) 富山県医師会</u>とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する<u>(社) 富山県医師会</u>の協力について必要な事項を取り決めている。</p> <p>ケ <u>(社) 富山県建設業協会との協定</u> 県と<u>(社) 富山県建設業協会</u>とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</p> <p>コ <u>住宅金融公庫との協定</u> 県と<u>住宅金融公庫</u>北陸支店とは、平成17年3月15日に「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p> <p>サ <u>(社) 日本自動車連盟中部本部富山支部との協定</u> 県と<u>(社) 日本自動車連盟中部本部富山支部</u>とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。</p> <p>シ <u>(社) 富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定</u></p>	<p>カ <u>(一社) プレハブ建築協会との協定</u> 県と<u>(一社) プレハブ建築協会</u>とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。</p> <p>キ <u>(一社) 富山県警備業協会との協定</u> 県と<u>(一社) 富山県警備業協会</u>とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。</p> <p>ク <u>(公社) 富山県医師会との協定</u> 県と<u>(公社) 富山県医師会</u>とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する<u>(公社) 富山県医師会</u>の協力について必要な事項を取り決めている。</p> <p>ケ <u>(一社) 富山県建設業協会との協定</u> 県と<u>(一社) 富山県建設業協会</u>とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</p> <p>コ <u>住宅金融支援機構との協定</u> 県と<u>住宅金融支援機構</u>北陸支店とは、平成17年3月15日に「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</p> <p>サ <u>(一社) 日本自動車連盟中部本部富山支部との協定</u> 県と<u>(一社) 日本自動車連盟中部本部富山支部</u>とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。</p>	<p>名称変更に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 のみ 記 載）	備 考
<p>県と<u>(社)</u>富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。</p> <p>ス (略)</p> <p>セ <u>(社)</u>富山県産業廃棄物協会との協定 県と<u>(社)</u>富山県産業廃棄物協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。</p> <p>ソ <u>(社)</u>富山県構造物解体協会との協定 県と<u>(社)</u>富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。</p> <p>タ～チ (略)</p> <p>(2) 防災機関間の相互協力</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ ガス会社間の相互協力 <u>(社)</u>日本ガス協会及び<u>(社)</u>日本簡易ガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</p> <p>エ 水道事業体相互間の協力 <u>日本水道協会</u>富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。</p>	<p>シ <u>(一社)</u>富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定 県と<u>(一社)</u>富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。</p> <p>ス (略)</p> <p>セ <u>(一社)</u>富山県産業廃棄物協会との協定 県と<u>(一社)</u>富山県産業廃棄物協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。</p> <p>ソ <u>(一社)</u>富山県構造物解体協会との協定 県と<u>(一社)</u>富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。</p> <p><u>(一社)</u>日本ガス協会及び<u>(一社)</u>日本コミュニティーガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</p> <p><u>(公社)</u>日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。</p>	同上
<p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 消防力の強化</p> <p>1 救助・救急体制の整備（県知事政策室、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村）</p>	<p>1 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、海上保安部、市町村）</p>	組織改編に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(1) 救助体制の整備 ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など<u>災害時要援護者</u>の被災状況の把握に努めるものとする。 イ～オ (略)</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 常備消防の広域化（県知事政策室、市町村）</p> <p>(1) 広域化の方向 消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応は困難といえる。 このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、<u>非常備村も含め</u>、常備消防の広域化を推進する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 <u>避難場所</u>・生活救援物資等の確保 市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ<u>避難場所の選定</u>を行うなど、住民の安全の確保に努める。 また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。</p> <p>1 <u>避難場所</u>・避難道路の確保（県知事政策室、県土木部、市町村）</p> <p>(1) <u>避難場所</u>の確保 ア <u>避難場所</u>の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により<u>避難場所</u>を指定しておくものとする。 なお、<u>避難場所</u>の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮しておくものとする。</p>	<p>ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊産婦</u>、外国人など<u>要配慮者</u>の被災状況の把握に努めるものとする。</p> <p>2 常備消防の広域化（県知事政策局、市町村）</p> <p>このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、常備消防の広域化を推進する。</p> <p>第3 <u>緊急避難場所・避難所</u>・生活救援物資等の確保 市町村等は、災害発生時における住民避難のため、あらかじめ<u>指定緊急避難場所及び指定避難所の指定</u>を行うなど、住民の安全の確保に努める。 また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。</p> <p>1 <u>緊急避難場所・避難所</u>・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の確保 ア <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、<u>災害対策基本法施行令の定める</u>基準により<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>を指定しておくものとする。<u>また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</u></p>	<p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>非常備村の解消による修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p><u>〈避難場所の設置基準〉</u></p> <p>(ア) <u>避難場所</u>としては、学校、体育館等が適当である。</p> <p>(イ) <u>避難場所</u>における避難民1人当たりの必要面積は、概ね2m²以上とする。</p> <p>(ウ) <u>要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。</u></p> <p>(エ) <u>大規模ながけくずれや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。</u></p> <p>(オ) <u>海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、住民にその徹底を図る。</u></p> <p>(カ) <u>避難施設については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。</u></p> <p>イ <u>避難場所</u>における施設、設備の整備 市町村は、<u>避難場所</u>において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。</p> <p>(ア) <u>避難場所</u>又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。</p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。</p> <p>ウ <u>避難場所（避難所）</u>における運営体制の整備 <u>避難所</u>においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。県は、市町村における避難所運</p>	<p>なお、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮におくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	

同上

イ 指定避難所における施設、設備の整備

市町村は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。

(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。

ウ 指定避難所における運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営のための組織を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図るものとする。県は、市町村における避難

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>當マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2) 避難道路の確保</p> <p><u>避難場所</u>への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。</p> <p>ア 避難道路の選定</p> <p><u>避難場所</u>を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。</p> <p>(ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと</p> <p>(イ) <u>避難場所</u>まで複数の道路を確保すること</p> <p>(ウ) 地下に危険な埋設物がないこと</p> <p>(エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること</p> <p>(オ) 落下物の危険性が少ないとこと</p> <p>(カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと</p> <p>イ 避難標識の設置</p> <p>避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。</p> <p>(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保</p> <p>市町村長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な<u>避難場所</u>及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>(4) 積雪期における避難場所等の確保</p> <p>県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、<u>避難場所</u>及び避難道路の確保を図る。</p> <p>また、<u>避難場所</u>に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。</p>	<p>所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2) 避難道路の確保</p> <p><u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。</p> <p>ア 避難道路の選定</p> <p><u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。</p> <p>(ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと</p> <p>(イ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>まで複数の道路を確保すること</p> <p>(ウ) 地下に危険な埋設物がないこと</p> <p>(エ) 高潮、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること</p> <p>(オ) 落下物の危険性が少ないとこと</p> <p>(カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと</p> <p>イ 避難標識の設置</p> <p>避難者が<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。</p> <p>(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保</p> <p>市町村長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>(4) 積雪期における避難場所等の確保</p> <p>県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>避難道路の確保を図る。</p> <p>また、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>(5) (略)</p> <p>2 市町村等の避難計画(県各部局、市町村、各関係機関) 市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。 県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。</p> <p>(1) 避難に関する広報 市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、<u>避難場所</u>や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。</p> <p>ア <u>避難場所</u>の広報 <u>避難場所</u>の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>(ア) <u>避難場所</u>の名称 (イ) <u>避難場所</u>の所在位置 (ウ) <u>避難場所</u>への経路 (エ) その他必要な事項</p> <p>イ 避難のための知識の普及 市町村等は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。</p> <p>(ア) 平常時における避難のための知識 (イ) 避難時における知識 (ウ) 避難収容後の心得</p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。</p> <p>ア 避難勧告又は指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準(降雨量、河川の水位等) 及び伝達方法</p> <p>イ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者</p> <p>ウ <u>避難場所</u>の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者</p>	<p>(1) 避難に関する広報 市町村等は、住民が的確な避難行動をとことができるようにするため、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。</p> <p>ア <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の広報 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。</p> <p>(ア) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の名称 (イ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の所在位置 (ウ) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>への経路 (エ) その他必要な事項</p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。</p> <p>ア 避難勧告又は指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準(降雨量、河川の水位等) 及び伝達方法</p> <p>イ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者</p> <p>ウ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の名称、所在地、対象地区及</p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>含む)</p> <p>エ <u>避難場所</u>への経路及び誘導方法</p> <p>オ <u>避難所</u>開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>(ア) 給水</p> <p>(イ) 給食</p> <p>(ウ) 毛布、寝具の支給</p> <p>(エ) 衣料品、日用品等必需品の支給</p> <p>(オ) 負傷者に対する応急救護</p> <p>カ <u>避難所</u>の管理に関する事項</p> <p>(ア) 避難収容中の秩序保持</p> <p>(イ) 避難者に対する災害情報の伝達</p> <p>(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</p> <p>(エ) 避難者に対する各種相談業務</p> <p>キ 災害時における広報</p> <p>(ア) 広報車による周知</p> <p>(イ) 避難誘導員による現地広報</p> <p>(ウ) 住民組織を通じた広報</p> <p>(エ) 同報系無線による広報</p> <p>(オ) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報</p> <p>(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては<u>避難場所</u>の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。</p> <p>ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。</p> <p>(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項</p>	<p>び対象人口（一時滞在者含む）</p> <p>エ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>への経路及び誘導方法</p> <p>オ <u>指定避難所</u>開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>カ <u>指定避難所</u>の管理に関する事項</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては<u>緊急避難場所</u>の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。</p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。</p> <p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（北陸農政局<u>富山農政事務所</u>、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>ウ 救援要請</p> <p>(ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、北陸農政局<u>富山農政事務所</u>に救援を要請するものとする。</p> <p>エ 輸送</p> <p>(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局<u>富山農政事務所</u>に連絡しておくものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(3) 生活必需品の確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市町村は、炊出し用の<u>プロパン</u>ガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援 (中略)</p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者とをつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、</p>	<p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（北陸農政局<u>富山地域センター</u>、<u>県知事政策局</u>、県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、北陸農政局<u>富山地域センター</u>に救援を要請するものとする。</p> <p>エ 輸送</p> <p>(ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局<u>富山地域センター</u>に連絡しておくものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(イ) 市町村は、炊出し用の<u>LPG</u>ガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p> <p>同上</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。	県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、 大学コンソーシアム富山 、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。	連携組織の追加
1～2 （略）		
3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）	3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）	
（1）（略）	（1）（略）	
（2）災害ボランティアコーディネーターの養成 県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とのつなぐ災害ボランティアコーディネーターの養成を促進するともに、名簿登載に努めるものとする。	（2）災害ボランティアコーディネーター等の養成 県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とのつなぐ災害ボランティアコーディネーター等の養成を促進するともに、名簿登載に努めるものとする。	ボランティアリーダーを含む
（3）（略）	（3）（略）	
（4）防災訓練への参加 県及び市町村は、総合防災訓練等へのボランティアの積極的な参加を呼びかける。	（4）防災訓練への参加 県及び市町村は、総合防災訓練等への 災害救援ボランティアコーディネーター等及び ボランティアの積極的な参加を呼びかける。	
第5 孤立集落の予防		
1～3 （略）		
4 事前措置（県知事政策室、県警察本部、市町村） （略）	4 事前措置（県知事政策局、県警察本部、市町村）	組織改編に伴う修正
第6節 文教・文化財施設等災害予防 （略）		
第7節 防災営農体制の確立 （略）		
第8節 防災行動力の向上 （中略） このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び 災害時要援護者 の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。	このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び 要配慮者 の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。	災対法の改正に伴う修正
第1 防災意識の高揚		

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>1～2 (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（県知事政策室、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 防災センター的機能を有する施設による普及</u> 防災に関するPR、教育・訓練等の活動を通じて、実際的な体験による知識の普及及び技術の向上を図るため、展示室、防災ライブラリー及び研修室を有する防災拠点施設等を整備する。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) 普及の内容</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 普段からの心がけ</u></p> <p>(ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止</p> <p>(エ) 応急救護 (オ) 非常食料・飲料水の準備</p> <p>(カ) <u>避難場所</u>、避難路の確認 (キ) 非常持出品の準備</p> <p>オ 災害発生時の心得</p> <p>(ア)～(ウ)</p> <p>(エ) 家族間の連絡方法 (NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの<i>i-mode</i>災害用伝言ダイヤル等)</p> <p>4 防災意識調査（県知事政策室、市町村）</p> <p>5 (略)</p>	<p>3 県民に対する防災知識の普及（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及</u> 災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p><u>エ 普段からの心がけ</u></p> <p>(ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止</p> <p>(エ) 応急救護 (オ) 非常食料・飲料水の準備</p> <p>(カ) <u>緊急避難場所</u>、<u>避難所</u>、避難路の確認</p> <p>(キ) 非常持出品の準備</p> <p>オ 災害発生時の心得</p> <p>(ア)～(ウ)</p> <p>(エ) 家族間の連絡方法 (NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの<u>災害用伝言板</u>等)</p> <p>4 防災意識調査（県知事政策局、市町村）</p>	組織改編に伴う修正
<p>第2 自主防災組織の強化</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県知事政策室、市町村）</p> <p>2 事業所における防災体制の確保（県知事政策室、市町村）</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2 自主防災組織の強化等</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県知事政策局、市町村）</p> <p>2 事業所における防災体制の確保（県知事政策局、市町村）</p> <p><u>3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</u> 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区的市</p>	富山県広域消防防災センター四季防災館の設置に伴う修正 災対法の改正に伴う修正 サービス名の変更に伴う修正
		組織改編に伴う修正
		災対法の改正に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第3 防災訓練の充実</p> <p>1 総合防災訓練（県知事政策室、市町村） 2～3 （略）</p> <p>第4 災害時要援護者の安全確保</p> <p>自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者を災害から守るために、安全の確保対策を講ずるものとする。</p> <p>1 在宅の災害時要援護者対策（県知事政策室、県厚生部、市町村） (1) 在宅の災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</p> <p>ア 災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、県においては災害時要援護者支援ガイドラインを作成し、市町村においてはそのガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。</p> <p>イ 市町村は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、個人情報の保護に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定にあたっては、災害時要援護者の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。</p> <p>ウ 市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者支援班の設置</p>	<p>町村と連携して防災活動を行う。 また、市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。</p> <p>1 総合防災訓練（県知事政策局、市町村）</p> <p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人等の要配慮者を災害から守るために、安全の確保対策を講ずるものとする。</p> <p>1 要配慮者対策（県知事政策局、県厚生部、市町村） (1) 避難行動要支援者の支援 ア 避難支援体制の整備 避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市町村においては、市町村地域防災計画に避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲や避難支援等関係者となる者等を定めるとともに、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定、避難行動要支援者名簿の作成、避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別計画を策定するよう努める。県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう市町村を支援する。 イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 また、市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （変 更 部 分 のみ 記 載）	備 考
<p>市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として<u>災害時要援護者</u>支援班を設け、<u>要援護者</u>の避難支援業務を実施する。</p> <p>支援班は、平常時においては、<u>要援護者</u>情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。</p> <p>(3) 自主防災組織の強化</p> <p>ア　自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする<u>災害時要援護者</u>のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</p> <p>イ　災害発生後、直ちに在宅の<u>災害時要援護者</u>の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。</p> <p>ウ　自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の<u>災害時要援護者</u>の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。</p> <p>(4) 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>県及び市町村は、地震災害により居宅で生活することが困難な<u>寝たきり等の高齢者や障害者</u>の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。</p> <p>2　社会福祉施設等における<u>災害時要援護者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 防災応急計画の策定</p> <p>ア　(略)</p> <p>イ　この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(ア)～(イ)　(略)</p>	<p>議会、<u>自主防災組織</u>等に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。</u></p> <p>ウ　自主防災組織の強化</p> <p>(ア)　自主防災組織は、<u>市町村から提供される避難行動要支援者名簿を活用し</u>、個人情報の保護に配慮しつつ、民生委員・児童委員、<u>社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により</u>、<u>避難行動要支援者</u>の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。</p> <p>(イ)　災害発生後、直ちに<u>避難行動要支援者</u>の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。</p> <p>(ウ)　自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の<u>避難行動要支援者</u>の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。</p> <p>(2) <u>要配慮者の支援</u></p> <p>ア　社会福祉施設への緊急入所</p> <p>県及び市町村は、災害により居宅で生活することが困難な<u>要配慮者</u>の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。</p> <p>イ　<u>在宅の要配慮者対策</u></p> <p><u>市町村は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦などの要配慮者が、発災時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。</u></p> <p>2　社会福祉施設等における<u>要配慮者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 防災応急計画の策定</p> <p>ア　(略)</p> <p>イ　この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。</p> <p>(ア)～(イ)　(略)</p>	備考 同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考										
(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること （ <u>避難場所</u> 、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等） (エ)～(カ) (略) (2) (略) 3 外国人の安全確保対策（県 <u>知事政策室</u> 、市町村） 第9節 調査研究 (略)	(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること （ <u>緊急避難場所</u> 、 <u>避難所</u> 、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等） (エ)～(カ) (略) (2) (略) 3 外国人の安全確保対策（県 <u>観光・地域振興局</u> 、市町村）	組織改編に伴う修正										
第2章 災害応急対策												
第1節 予警報の伝達 気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。 なお、雪に関する予警報は別冊「雪害編」に、津波に関する予警報は別冊「震災編」に、火災に関する警報等は本書「火災編」に掲載。	気象及び水防に関する予警報の種類、発表基準を明らかにするとともに、これらの伝達系統、手段等の伝達体制の周知徹底を図るものとする。 なお、雪に関する予警報は別冊「雪害編」に、津波に関する予警報は別冊「地震・津波災害編」に、火災に関する警報等は本書「火災編」に掲載。	名称変更に伴う修正										
第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 気象業務法に基づいて富山地方気象台の発表する予警報は、次の基準によるものとする。 1 注意報の種類及び発表基準（富山地方気象台） (略) 2 警報の種類及び発表基準（富山地方気象台） (略) <u>(追加)</u>	気象業務法等に基づいて富山地方気象台の発表する予警報は、次の基準によるものとする。 3 特別警報の種類及び発表基準	気象業務法の改正（特別警報の運用開始）に伴う修正										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th><th>基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>大雨</u></td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr> <tr> <td><u>暴風</u></td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td></tr> <tr> <td><u>高潮</u></td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合</td></tr> <tr> <td><u>波浪</u></td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合</td></tr> </tbody> </table>	現象の種類	基準	<u>大雨</u>	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	<u>暴風</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	<u>高潮</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	<u>波浪</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
現象の種類	基準											
<u>大雨</u>	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合											
<u>暴風</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合											
<u>高潮</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合											
<u>波浪</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合											

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考																						
<p>第2 (略)</p> <p>第3 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準</p> <p>1 特別警戒水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）</p> <p>(1)～(2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>第4 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方気象台、県知事政策室、県土木部、市町村）</p> <p>2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）</p> <p>(1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方針により予警報の受信の確保を図るものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達機関</th><th>関係機関措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県（<u>消防</u>・危機管理課）</td><td>移動無線車及び連絡員派遣</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 県から市町村等への通常の伝達系統が途絶した場合は、関係機関</p>	伝達機関	関係機関措置	富山県（ <u>消防</u> ・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣	(略)		<p><u>4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台）</u></p> <p><u>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>発表基準</th><th colspan="2">発表区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>土砂災害警戒情報</u></td><td rowspan="2"><u>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時</u></td><td>県東部</td><td>滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町</td></tr> <tr> <td>県西部</td><td>高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市</td></tr> </tbody> </table> <p><u>※震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。</u></p> <p><u>(3) 上記(1)(2)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</u></p> <p>1 伝達体制（富山地方気象台、県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達機関</th><th>関係機関措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県（<u>防災</u>・危機管理課）</td><td>移動無線車及び連絡員派遣</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	発表区分		<u>土砂災害警戒情報</u>	<u>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時</u>	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町	県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市	伝達機関	関係機関措置	富山県（ <u>防災</u> ・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣	(略)		<p>土砂災害防止法の改正に伴う修正</p> <p>水防法の改正に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>
伝達機関	関係機関措置																							
富山県（ <u>消防</u> ・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣																							
(略)																								
種類	発表基準	発表区分																						
<u>土砂災害警戒情報</u>	<u>大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時</u>	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町																					
		県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市																					
伝達機関	関係機関措置																							
富山県（ <u>防災</u> ・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣																							
(略)																								

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>の協力を得て、次の要領により迅速な伝達を図るものとする。</p> <p>ア 県防災行政無線が途絶したときは、一般加入電話により伝達するものとする。</p> <p>イ アの方法によりがたい場合は、警察通信を活用して警察署等を通じて伝達するものとする。</p> <p>ウ イの方法によりがたい場合には、<u>富山地区非常通信協議会</u>に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。</p> <p>3 気象情報等伝達系統図（各防災関係機関） ＜図：気象情報等伝達系統図＞</p>	<p>ウ イの方法によりがたい場合には、<u>北陸地方非常通信協議会</u>に加盟する各機関の協力を得て市町村に伝達するものとする。</p> <p>「Fネット」→「防災情報提供システム」</p>	名称の修正 同上
<p>第2節 災害未然防止活動の実施</p> <p>第1 水害対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 特別警戒水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部） (1)～(2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p><u>(3) 上記（1）（2）の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</u></p>	水防法の改正 に伴う修正
<p>第2 土砂災害対策</p> <p>1～3 (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>4 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び周知（県、国、市町村）</u> 土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施し、土砂災害緊急情報を通知及び周知するものとする。</p> <p><u>(1) 県の措置（県農林水産部、県土木部）</u> ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。</p> <p>イ 緊急調査で得られた地すべり被害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。</p> <p><u>(2) 国の措置</u></p>	土砂災害防止法の改正に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考																		
<p><u>4～5</u> (略)</p> <p>第3節 応急活動体制 第1 県の活動体制 1 職員の非常配備・参集（県知事政策室） (1) 非常配備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td><td> <p>① 大雨、洪水及び高潮注意報の1つ以上が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p> </td><td> <p>消防・危機管理課 各課2～3名 河川課 程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</p> </td></tr> <tr> <td>第2 非常配備</td><td> <p>① 大雨、洪水、暴風及び高潮等の警報の一つ以上が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき</p> </td><td> <p>消防・危機管理課 管財課 道路課 河川課</p> <p>各課員の 約3分の1 程度</p> </td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	第1 非常配備	<p>① 大雨、洪水及び高潮注意報の1つ以上が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p>	<p>消防・危機管理課 各課2～3名 河川課 程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</p>	第2 非常配備	<p>① 大雨、洪水、暴風及び高潮等の警報の一つ以上が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき</p>	<p>消防・危機管理課 管財課 道路課 河川課</p> <p>各課員の 約3分の1 程度</p>	<p>ア 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。</p> <p>イ 噴火による降灰等が、河川の勾配が10度以上の流域のおおむね5割以上の土地において、1cm以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね10戸以上の場合は、緊急調査を実施するものとする。</p> <p>ウ 緊急調査で得られた土砂災害が想定される区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知及び一般へ周知するものとする。</p> <p>(3) 市町村の措置 国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用するものとする。</p> <p><u>5～6</u> (略)</p> <p>1 職員の非常配備・参集（県知事政策局）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>配備基準</th><th>配備体制</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td><td> <p>① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p> </td><td> <p>防災・危機管理課 消防課 各課2～3名 河川課 程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</p> </td></tr> <tr> <td>第2 非常配備</td><td> <p>① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき</p> </td><td> <p>防災・危機管理課 消防課 管財課 各課員の 約3分の1</p> </td></tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	第1 非常配備	<p>① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p>	<p>防災・危機管理課 消防課 各課2～3名 河川課 程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</p>	第2 非常配備	<p>① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき</p>	<p>防災・危機管理課 消防課 管財課 各課員の 約3分の1</p>	<p>組織改編に伴う修正 基準の見直しに伴う修正</p>
種別	配備基準	配備体制																		
第1 非常配備	<p>① 大雨、洪水及び高潮注意報の1つ以上が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p>	<p>消防・危機管理課 各課2～3名 河川課 程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</p>																		
第2 非常配備	<p>① 大雨、洪水、暴風及び高潮等の警報の一つ以上が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき</p>	<p>消防・危機管理課 管財課 道路課 河川課</p> <p>各課員の 約3分の1 程度</p>																		
種別	配備基準	配備体制																		
第1 非常配備	<p>① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p>	<p>防災・危機管理課 消防課 各課2～3名 河川課 程度 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制</p>																		
第2 非常配備	<p>① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき</p>	<p>防災・危機管理課 消防課 管財課 各課員の 約3分の1</p>																		

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修正案（変更部分のみ記載）	備 考				
	<p>② 知事（本部長）が必要と認め 当該配備を指令したとき</p> <p>厚生企画課 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。</p>	<p>②下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき</p> <p>③ 知事（本部長）が必要と認め 当該配備を指令したとき</p>	道路課 河川課 厚生企画課 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。				
第3 非常配備	<p>① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき</p>	<p>災害対策に万全を期すため、当該災害に關係ある各課（班）全員があたる。</p>	<p>災害対策に万全を期すため、当該災害に關係ある各課（班）全員があたる。</p>				
(2) ~ (3) (略)							
2 県災害対策本部等の設置（県知事政策室）	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p> <p><県災害対策本部組織図></p> <pre> graph TD HQ[本部員会議] HQ --- K[本部長(知事)] HQ --- K2[副本部長(副知事)] HQ --- K3[会計管理者] HQ --- GAD[本部員] HQ --- GAD --- GA[公営企業管理者] HQ --- GAD --- PS[知事政策室長] HQ --- GAD --- GL[各部局長] HQ --- GAD --- ED[教育長] HQ --- GAD --- PO[警察本部長] HQ --- GAD --- IC[企業局長] HQ --- GAD --- OA[出納長] HQ --- GAD --- GA --- GA1[各部局長] HQ --- GAD --- GA --- ED HQ --- GAD --- GA --- PO HQ --- GAD --- GA --- IC </pre> <p>(追加)</p>						
2 県災害対策本部等の設置（県知事政策局）	<table border="1"> <tr> <td>本部員会議</td> </tr> <tr> <td>本部長(知事) 副本部長(副知事) 本部員 出納長 公営企業管理者 知事政策室長 各部局長 教育長 警察本部長 企業局長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者 公営企業管理者 知事政策局長 (危機管理監) 各部局長 教育長 警察本部長 企業局長</td> </tr> <tr> <td>観光・地域振興部</td> </tr> </table>			本部員会議	本部長(知事) 副本部長(副知事) 本部員 出納長 公営企業管理者 知事政策室長 各部局長 教育長 警察本部長 企業局長	会計管理者 公営企業管理者 知事政策局長 (危機管理監) 各部局長 教育長 警察本部長 企業局長	観光・地域振興部
本部員会議							
本部長(知事) 副本部長(副知事) 本部員 出納長 公営企業管理者 知事政策室長 各部局長 教育長 警察本部長 企業局長							
会計管理者 公営企業管理者 知事政策局長 (危機管理監) 各部局長 教育長 警察本部長 企業局長							
観光・地域振興部							

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考																		
<p>本部室</p> <p>室長 (知事政策室長)</p> <p>室員</p> <p>各班の班員</p> <table border="0"> <tr><td>総務班員</td></tr> <tr><td>管財班員</td></tr> <tr><td>広報班員</td></tr> <tr><td>災害救助班員</td></tr> <tr><td>医務班員</td></tr> <tr><td>土木班員</td></tr> <tr><td>警備班員</td></tr> <tr><td>ボランティア班員</td></tr> <tr><td>航空班員</td></tr> </table> <p>各部連絡員</p> <p>避難者対策特別チーム</p>	総務班員	管財班員	広報班員	災害救助班員	医務班員	土木班員	警備班員	ボランティア班員	航空班員	<p>本部室</p> <p>室長 (知事政策局長)</p> <p>室員</p> <p>各班の班員</p> <table border="0"> <tr><td>総務班員</td></tr> <tr><td>管財班員</td></tr> <tr><td>広報班員</td></tr> <tr><td>災害救助班員</td></tr> <tr><td>医務班員</td></tr> <tr><td>建設技術班員</td></tr> <tr><td>警備班員</td></tr> <tr><td>ボランティア班員</td></tr> <tr><td>航空班員</td></tr> </table> <p>各部連絡員</p> <p>避難者対策特別チーム</p> <p>被災市町村支援チーム</p> <p>災害医療対策チーム</p>	総務班員	管財班員	広報班員	災害救助班員	医務班員	建設技術班員	警備班員	ボランティア班員	航空班員	
総務班員																				
管財班員																				
広報班員																				
災害救助班員																				
医務班員																				
土木班員																				
警備班員																				
ボランティア班員																				
航空班員																				
総務班員																				
管財班員																				
広報班員																				
災害救助班員																				
医務班員																				
建設技術班員																				
警備班員																				
ボランティア班員																				
航空班員																				
<p><県災害対策本部支部組織図></p> <table border="1"> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長 : 農地林務事務所長</td> </tr> </table> <p>(3) 設置場所</p> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。</p> <p>なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、県警本部等に臨時に災害対策本部を設ける。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(4) 設置の通知等</p> <p>ア 県職員</p> <p>災害対策本部が設置されたときは、次により周知する。</p> <p>(ア) 勤務時間内に設置されたとき</p>	農地林務班	班長 : 農地林務事務所長	<table border="1"> <tr> <td>農地林務班</td> <td>班長 : 農林振興センター所長</td> </tr> </table> <p>ア 災害対策本部</p> <p>災害対策本部員室は県庁4階大会議室、災害対策本部室は4階大ホールに置く。</p> <p>なお、県庁舎が被災のため使用できない場合は、富山県広域消防防災センターに臨時に災害対策本部を設ける。</p>	農地林務班	班長 : 農林振興センター所長	<p>同上</p> <p>富山県広域消防防災センターの設置に伴う修正</p>														
農地林務班	班長 : 農地林務事務所長																			
農地林務班	班長 : 農林振興センター所長																			

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>本部員（部局長等）は、直ちにその旨を所属班員（職員）に周知する。</p> <p>(イ) 勤務時間外に設置されたとき 　　総務班長（<u>消防</u>・危機管理課長）は、「<u>非常職員収集装置</u>」等により周知する。 　　イ～ウ（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 災害対策本部室</p> <p>ア 災害対策本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として本部室を設ける。</p> <p>イ 本部室長は、知事政策<u>室</u>長をもって充てる。</p> <p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、<u>土木班</u>、警備班、ボランティア班、航空班及び本部長の指示する各班の班員若干名、各部連絡員並びに本部室長が指名した避難者対策特別チームを配置する。</p> <p>エ 本部室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 各種情報の管理に関すること</p> <p>(イ) 各部班の活動状況の把握に関すること</p> <p>(ウ) 防災活動全般の調整に関すること</p> <p>(エ) 本部員会議の運営に関すること</p> <p>(オ) 避難者対策特別チームの運営に関すること 　　(追加) 　　(追加) 　　(カ) その他本部長が指示した事項に関すること</p> <p>(7)～(9)（略）</p> <p>第2～第4（略）</p> <p>第4節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1（略）</p> <p>2 被害情報等の収集・伝達系統（各防災関係機関）</p>	<p>(イ) 勤務時間外に設置されたとき 　　総務班長（<u>防災</u>・危機管理課長）は、「<u>富山県総合防災情報システム</u>」等により周知する。</p> <p>イ 本部室長は、知事政策<u>局</u>長をもって充てる。</p> <p>ウ 本部室には、総務班、管財班、広報班、災害救助班、医務班、<u>建設技術企画班</u>、警備班、ボランティア班、航空班及び本部長の指示する各班の班員若干名、各部連絡員並びに本部室長が指名した避難者対策特別チーム、<u>被災市町村支援チーム及び災害医療対策チームを</u>配置する。</p> <p>エ 本部室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 各種情報の管理に関すること</p> <p>(イ) 各部班の活動状況の把握に関すること</p> <p>(ウ) 防災活動全般の調整に関すること</p> <p>(エ) 本部員会議の運営に関すること</p> <p>(オ) 避難者対策特別チームの運営に関すること 　　(カ) <u>被災市町村支援チームに関すること</u> 　　(キ) <u>災害医療対策チームに関すること</u> 　　(ク) その他本部長が指示した事項に関すること</p>	組織改編等に伴う修正
県災害対策本部支部	県災害対策本部支部	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>県税事務所 土木センター 厚生センター等 県出先機関</p> <p>富山県災害対策本部 (消防・危機管理課)</p> <p>3 被害情報等の伝達手段（各防災関係機関） 県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。 (1)～(2) (略) (3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>衛星信用移動車</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p> <p>4 被害情報の収集活動（県各部局）</p> <p>富山県消防防災ヘリコプター・テレビ電送システム</p> <p>5 被害情報等の収集担当部班（課）（県各部局）</p>	<p>総合県税事務所 土木センター 厚生センター等 県出先機関</p> <p>富山県災害対策本部 (防災・危機管理課)</p> <p>(3) 被害状況の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。 このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、<u>可搬型衛星地球局</u>等による映像伝送についても有効に活用する。</p>	機材の更新に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案（変更部分のみ記載）			備 考
被害情報等を収集する担当部班（課）は次のとおりとする。						
被害項目	担当部班	備考（課名）	被害項目	担当部班	備考（課名）	
人的・家屋被害	知事政策部 総務班	消防・危機管理課	人的・家屋被害	知事政策部 総務班	防災・危機管理課	
社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課	社会福祉施設被害	厚生部 災害救助班	厚生企画課	
医療施設被害	厚生部 医務班	医務課	医療施設被害	厚生部 医務班	医務課	
商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課	商業・工業被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課	
農業・水産・林業被害	農林水産部 企画管理班	農林水産企画課	農業・水産・林業被害	農林水産部 農林水産企画班	農林水産企画課	
公共土木施設被害	土木部 土木班	河川課	公共土木施設被害	土木部 建設技術企画班	河川課	
公共文教施設被害	文教部 総務班	教育企画課	公共文教施設被害	文教部 教育企画班	教育企画課	
公営企業施設被害	公営企業部 総務班	経営管理課	公営企業施設被害	公営企業部 経営管理班	経営管理課	
電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課	電力施設被害	商工労働部 商工企画班	商工企画課	
ガス施設被害	生活環境文化部 環境衛生班	環境保全課	ガス施設被害	生活環境文化部 環境保全班	環境保全課	
上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課	上水道施設被害	厚生部 生活衛生班	生活衛生課	
通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課	通信施設被害	経営管理部 管財班	管財課	
県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課	県庁舎被害	経営管理部 管財班	管財課	
鉄道施設被害	知事政策部 総合交通政策策班	総合交通政策課	鉄道施設被害	知事政策部 地域交通班	総合交通政策室	
			空港施設被害	知事政策部 航空政策班	総合交通政策室	
※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。			※1 災害が広範囲な場合においては、関係機関の協力を得て実施する。			
2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに知事政策部総務班（消防・危機管理課）に報告する			2 担当部班は、被害情報をとりまとめ、速やかに知事政策部総務班（防災・危機管理課）に報告する			
6 (略)			7 被害状況の報告（県知事政策室、市町村、各防災関係機関）			
7 被害状況の報告（県知事政策室、市町村、各防災関係機関）			イ 市町村			
(1) 災害即報			市町村（防災担当課、消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況、建築物の被害状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（消防・危機管理課）に報告するととも			

組織改編に伴う修正

組織改編に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>に、119番の通報の殺到状況についても、併せて国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課）に通報する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、隨時、県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>なお、被災により県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。</p> <p>ウ その他の機関 被害の状況を速やかに県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>(2) 災害確定報告 ア 市町村 応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部（<u>消防</u>・危機管理課）に報告する。 イ 県 応急措置が完了した後、20日以内に、国（総務省消防庁経由）に報告する。</p>	<p>に、119番の通報の殺到状況についても、併せて国（総務省消防庁経由）及び県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課）に通報する。</p> <p>また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、隨時、県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>なお、被災により県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁経由）に直接報告する。</p> <p>ウ その他の機関 被害の状況を速やかに県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課及び防災担当課）に報告する。</p> <p>(2) 災害確定報告 ア 市町村 応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部（<u>防災</u>・危機管理課）に報告する。 イ 県 応急措置が完了した後、20日以内に、国（総務省消防庁経由）に報告する。</p>	
第2 通信連絡体制		
1 有線電話（NTT西日本、各防災関係機関）		
(1) 災害時優先電話		
電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめ <u>NTT金沢支店</u> の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。	(1) 災害時優先電話 電話回線が異常に輻輳した場合においても、NTTが行う発信規制や輻輳している所への通信規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめ <u>NTT西日本富山支店</u> の指定を受けるとともに、着信防止措置をとり、災害対策上支障がないよう措置しておく。	名称変更に伴う修正
2 無線電話（県知事政策室、経営管理部、NTTドコモ北陸）	2 無線電話（県知事政策局、経営管理部、NTTドコモ）	
(1) 県防災行政無線		
災害時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用するとともに、 <u>衛星移動車</u> による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。	災害時には、県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク）が有する電話、ファクシミリの一斉通報機能、データ・画像伝送機能を活用するとともに、 <u>可搬型衛星地球局</u> による災害現場からの音声、ファクシミリ、画像伝送機能を活用する。	機材の更新に伴う修正
また、県は必要に応じ、 <u>(財)</u> 自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けや市町村等との間に直通回線（ホットライン）を設定する。	また、県は必要に応じ、 <u>(一財)</u> 自治体衛星通信機構を通じ、必要回線の割付けや市町村等との間に直通回線（ホットライン）を設定する。	組織名の変更に伴う修正
(2)～(3) (略)		
3 放送（県知事政策室、市町村、各放送機関）	3 放送（県知事政策局、市町村、各放送機関）	組織改編に伴う修正
4 (略)		

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>第3 広報及び広聴活動</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域活動の内容</p> <p>ア 広域災害広報</p> <p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>イ 地域灾害広報</p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時FM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。</p> <p>(ア) 発災直後の広報</p> <p>a 災害発生状況（家屋の倒壊、水害・土砂災害等災害発生状況）</p> <p>b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）</p> <p>c 交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、運行状況等）</p> <p>d 地域住民のとるべき措置（流言飛語の防止、近隣助け合いの呼びかけ等）</p> <p>e 避難の指示、勧告（避難地域の状況、<u>避難所</u>の開設状況等）</p> <p>f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況</p> <p>(イ)～(オ) (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 広聴活動等（県知事政策室、県警察本部、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広聴活動の実施</p> <p>ア 県</p>	<p>県全域にわたる広域的な災害に関する県民への広報及び県外への支援要請の広報については、県をはじめとした各防災関係機関が、防災行政無線、放送、新聞、広報車等の広報媒体に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。<u>また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため公共情報コモンズの活用を検討する。</u></p> <p>地域住民への災害に関する広報については、市町村、消防及び警察をはじめとした防災関係機関が、防災行政無線、広報車、ハンドマイク、掲示板等に加え、ケーブルテレビ、インターネット、臨時のFM放送、<u>緊急速報メール（エリアメール）</u>等を活用し、次の事項を中心に広報を実施する。<u>また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するため公共情報コモンズの活用を検討する。</u></p> <p>e 避難の指示、勧告（避難地域の状況、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の開設状況等）</p> <p>2 広聴活動等（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p>	<p>広報媒体への迅速な伝達手法の追加</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>災害の規模や現地の状況を勘査し、又は被災市町村の要請に基づき、次のとおり市町村の広聴活動を支援する。</p> <p>(ア) 被災地を巡回して移動相談を実施する。</p> <p>(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び<u>避難場所</u>に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部局に連絡して適切な処理に努める。</p> <p>(ウ) 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を配置して警察関係の相談にあたる。</p> <p>イ 市町村 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(イ) 関係市町村と連携をとりながら、被災地及び<u>避難所</u>に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情を聴取し、速やかに関係各部局に連絡して適切な処理に努める。</p> <p>(3) 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p><u>県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。</u></p> <p><u>この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</u></p>	災対法の改正に伴う修正 同上
<p>第5節 災害救助法の適用</p> <p>第1 災害救助法の適用基準</p> <p>1 災害救助法の適用基準 (県厚生部)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする <u>厚生労働省令</u>で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 災害救助法の適用手続 (県厚生部、市町村)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>1 災害救助法の適用基準 (<u>県知事政策局</u>、県厚生部)</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 被害世帯数が(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の被害世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする <u>内閣府令</u>で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 災害救助法の適用手続 (<u>県知事政策局</u>、市町村)</p>	担当部局の追加 所管省庁の変更に伴う修正 担当部局の修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考								
<p>(2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に指示するとともに、<u>厚生労働省</u>に情報提供する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2 救助実施体制</p> <p>1 災害救助の実施機関及び市町村の役割（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。</p> <p>(2) 災害救助法<u>第30条</u>第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるとときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。（以下「救助の委任」という。）。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令<u>第23条</u>第1項）</p> <p>(3) 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。</p> <p>(4) 物資や土地の収用等にかかる<u>法第24条</u>から<u>第27条</u>までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部）</p> <p>(1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、<u>厚生労働大臣</u>が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）</p> <p>(2) <u>厚生労働大臣</u>が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">救 助 の 種 類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令<u>第9条</u>第2項）</p> <p>また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、</p>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	(略)		<p>(2) 知事は、市町村長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市町村に指示するとともに、<u>内閣府</u>に情報提供する。</p> <p>(2) 災害救助法<u>第13条</u>第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるとときは、救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うことができる。（以下「救助の委任」という。）。この場合、市町村長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。（災害救助法施行令<u>第17条</u>第1項）</p> <p>(3) 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市町村長が救助を開始し、事後、知事に報告する。</p> <p>(4) 物資や土地の収用等にかかる<u>災害救助法第7条</u>から<u>第10条</u>までに規定する事務について救助の委任をした場合は、県は直ちに公示する。</p> <p>(1) 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、<u>内閣総理大臣</u>が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）</p> <p>(2) <u>内閣総理大臣</u>が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">救 助 の 種 類</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令<u>第3条</u>第2項）</p> <p>また、医療、助産、死体の処理（死体の洗浄・縫合等）については、</p>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	(略)		<p>所管省庁の変更に伴う修正</p> <p>法改正に伴う条項ずれ</p> <p>所管大臣の変更に伴う修正</p> <p>条項ずれに伴</p>
救 助 の 種 類	実 施 期 間									
(略)										
救 助 の 種 類	実 施 期 間									
(略)										

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>日本赤十字社富山県支部に委託している。</p> <p>災害救助法による応急救助の実施概念図</p> <pre> graph TD JRCF[日本赤十字社(富山県支部)] -- "協定" --> FH[地方厚生局] JRCF -- "委託" --> DPB[独立行政法人国立病院機構] JRCF -- "応援要請" --> DRH[災害対策本部] DPB -- "救護班の派遣(医療・助産)" --> DRH DRH -- "被災状況等の情報提供" --> FH DRH -- "応急救助の実施(県直接実施)" --> DRH DRH -- "被災状況等の情報提供" --> BMV[被災市町村] DRH -- "救助・権限の委任通知・公示" --> BMV DRH -- "応援職員の派遣" --> DRH DRH -- "災害救助法の適用" --> DRH DRH -- "災害救助担当部局" --> DRH DRH -- "応援要請" --> HDO[他都道府県] DRH -- "応援職員の派遣" --> HMTV[他市町村] DRH -- "要請" --> DRH DRH -- "協定" --> DRH DRH -- "応援" --> DRH FH -- "被害状況の情報提供" --> JRCF FH -- "職員の派遣" --> DRH FH -- "実施状況の情報提供" --> GOI[国(厚生労働省)] GOI -- "技術的な助言・勧告" --> DRH GOI -- "資料提出要求" --> DRH GOI -- "是正の要求" --> DRH GOI -- "(地方自治法第254条の4等)" --> DRH BMV -- "被災状況等の情報提供" --> DRH BMV -- "応急仮設住宅の供与" --> DRH BMV -- "救護班の派遣(医療・助産)等" --> DRH BMV -- "応急救助の実施(委任による実施)" --> DRH BMV -- "被災者の救出" --> DRH BMV -- "救護班による医療・助産" --> DRH BMV -- "遺体の搜索・処理" --> DRH BMV -- "避難所の設置" --> DRH BMV -- "食品の給与" --> DRH BMV -- "飲料水の供給" --> DRH BMV -- "生活必需品の給与・貸与" --> DRH BMV -- "学用品の給与" --> DRH BMV -- "住宅の給与" --> DRH BMV -- "住宅の応急修理等" --> DRH HDO -- "(応援の指示・派遣調整)" --> DRH HMTV -- "(応援の指示・派遣調整)" --> DRH </pre> <p>「地方厚生局」→ 削除 「国(厚生労働省)」→ 「国(内閣府)」</p> <p>所管省庁の変更に伴う修正</p>	<p>日本赤十字社富山県支部に委託している。</p>	<p>う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考								
<p>以下この節について同じ。)に対する職員派要請</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 応援受入体制の確立 (県知事政策室、市町村)</p> <p>4 他都道府県への応援・派遣 (県知事政策室)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣 (自衛隊、県知事政策室、市町村、各関係機関)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害派遣要請の依頼手続き</p> <p>ア 依頼者 市町村長又は関係機関の長</p> <p>イ 依頼手続</p> <p>市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により消防・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自衛隊との連絡</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 連絡員の派遣依頼</p> <p>県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前にあっては、消防・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 災害派遣の活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	(略)		<p>る。以下この節について同じ。)に対する職員派要請</p> <p>3 応援受入体制の確立 (県知事政策局、市町村)</p> <p>4 他都道府県への応援・派遣 (県知事政策局)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣 (自衛隊、県知事政策局、市町村、各関係機関)</p> <p>イ 依頼手続</p> <p>市町村長又は関係機関の長が、知事に対して災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない場合は、電話等により防災・危機管理課に依頼し、事後、速やかに文書を送達する。また、通信の途絶等により、市町村長が知事に対して、災害派遣要請の依頼ができない場合は、直接、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を部隊に通知し、事後、速やかに所定の手続きを行う。</p> <p>イ 連絡員の派遣依頼</p> <p>県は、災害が発生した場合、陸上自衛隊第14普通科連隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部及び航空自衛隊第6航空団に対し、県災害対策本部（本部設置前にあっては、防災・危機管理課）への連絡幹部の派遣を依頼し相互の連携をとるとともに、県庁内に自衛隊連絡所を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>活動内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	活動内容	(略)		組織改編に伴う修正
区分	活動内容									
(略)										
区分	活動内容									
(略)										

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考		
救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。 (略)	救援物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。 (略)	省令名の変更 に伴う修正
2 広域消防応援 (県知事政策室、市町村) <図：大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー> (消防組織法第24条の3関係)		2 広域消防応援 (県知事政策局、市町村) <図：大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー> (消防組織法第44条関係)		法改正に伴う 条項ずれ
(1) 市町村消防相互の応援協力 県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第21条の規定に基づき、昭和44年3月7日、県内市町村相互の応援協定を締結している。 被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。		(1) 市町村消防相互の応援協力 県内の市町村は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、昭和44年3月7日、県内市町村相互の応援協定を締結している。 被災市町村長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。		
(2) 消防庁長官への応援要請 知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第24条の3の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。 ア 緊急消防援助隊 国内で発生した大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第24条の4に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編制されている。 知事は、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。		(2) 消防庁長官への応援要請 知事は、市町村長からの要請又は自らの判断により、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対応できないと認める場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣を消防庁長官に要請するものとする。 ア 緊急消防援助隊 国内で発生した大規模災害時に、全国の消防機関による迅速な援助体制を確保するため、消防組織法第45条に基づき、各都道府県に緊急消防援助隊が編制されている。 知事は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。		
イ 広域航空消防応援 大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や		イ 広域航空消防応援 大規模特殊災害時において、迅速かつ効果的な人命救助活動等を行うためには、ヘリコプター等の航空機を活用した消防活動や		

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （変 更 部 分 のみ 記 載）	備 考
<p>応援救助隊を早期に派遣することが極めて有効である。</p> <p>知事は、消防組織法<u>第24条の3</u>の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。</p> <p>3～4 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>応援救助隊を早期に派遣することが極めて有効である。</p> <p>知事は、消防組織法<u>第44条</u>の規定に基づき、消防庁長官に他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプター等による応援を要請し、当該応援の要請を受けた都道府県等は、円滑かつ迅速にこれに応ずるものとしている。</p> <p><u>5 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）</u></p> <p><u>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。</u></p> <p><u>知事又は市町村長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。</u></p>	国交省防災業務計画の見直しに伴う修正
<p>第7節 救助・救急活動</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 救急活動</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ヘリコプターの活用（県知事政策室、県警察本部、市町村）</p> <p>第3 消防応援要請</p> <p>市町村は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。</p> <p>1 県内他市町村への応援要請（県知事政策室、市町村）</p> <p>県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法<u>第24条の2</u>による知事の指示により行う。</p> <p>2 他県等への応援要請（県知事政策室、市町村）</p> <p>3 消防庁の対応 (中略)</p> <p>また、二以上の県に及ぶ大規模災害又は毒性物質等による極めて特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができるようになっている。</p> <p>なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、</p>	<p>4 ヘリコプターの活用（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>1 県内他市町村への応援要請（県知事政策局、市町村）</p> <p>県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法<u>第43条</u>による知事の指示により行う。</p> <p>2 他県等への応援要請（県知事政策局、市町村）</p> <p>また、<u>東海地震等の大規模な災害又は毒性物質の発散などの特殊な災害等の発生時においては、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官は他県の知事等に応援のための措置をとることを指示することができるようになっている。</u></p> <p>なお、これらの場合、関係知事に速やかにこの旨を通知する。また、</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>改正に伴う条項ずれ</p> <p>消防組織法等の改正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
市町村長は受入体制を整備する。	市町村長は受入体制を整備する。	
第8節 医療救護活動 第1～第4 (略) 第5 医薬品、血液の供給体制 1 (略) 2 血液の供給（日本赤十字社富山県支部） 保存血液と血液製剤については、要請に応じて、富山県赤十字血液センターが供給する。 不足する場合は、 <u>基幹センター（愛知県赤十字血液センター）</u> に要請し、迅速かつ円滑に供給する。	不足する場合は、 <u>東海北陸ブロック血液センター</u> に要請し、迅速かつ円滑に供給する。	組織の変更に伴う修正
第6 (略) 第7 被災地における保健医療の確保 1 (略) 2 保健師等による健康管理（県厚生部、市町村） (1) 県及び市町村は、「 <u>災害時の保健活動マニュアル</u> （平成15年3月）」に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。 なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者的心身機能の低下等について予防に努める。 (2) (略) 3 (略) 第8 (略)	(1) 県及び市町村は、「 <u>災害時の保健活動マニュアル</u> 」に基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。 なかでも、インフルエンザ等の感染症やエコノミークラス症候群、高齢者的心身機能の低下等について予防に努める。	字句修正
第9節 避難活動 第1 避難の勧告、指示等及び誘導 1 避難準備情報、避難の勧告、指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策室、県土木部、県警察本部、市町村） 避難の勧告、指示等の実施責任者は次のとおりである。実施責任者が不在の場合に備え、あらかじめ代理者の規定を整備しておくものとする。実際に勧告又は指示等が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。 市町村長は、勧告又は指示等を行った場合、速やかに知事に報告す	1 避難準備情報、避難の勧告、指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策局、県土木部、県警察本部、市町村）	組織改編に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修正案（変更部分のみ記載）				備 考
	実施責任者	措置	実施の基準		実施責任者	措置	実施の基準	
					避難準備情報	避難勧告	避難の指示等	
避 難 準 備 情 報	市町村長	<u>災害時要援護者</u> へ避難行動の開始を求める	<u>災害時要援護者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。		市町村長	<u>要配慮者</u> へ避難行動の開始を求める	<u>要配慮者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まったとき。	災対法の改正に伴う修正 同上
	市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。(知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)		市町村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。(知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。)	
避 難 の 指 示 等	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。		知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。		知事及びその命を受けた職員(地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)			備 考
市町村長又は知事（災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。（知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	市町村長又は知事（災害対策基本法第60条）	立退き、立退き先の指示 及 び屋内での待避等の安全確 保措置	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき。（知事は、市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。）	
警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）海上保安官	立退き及び立退き先の指示 警告 避難の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる	警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）海上保安官	立退き、立退き先の指示 及 び屋内での待避等の安全確 保措置 警告 避難の指示	市町村長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要請があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる	
自衛官（自衛隊法第94条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	自衛官（自衛隊法第94条）		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。	
2 避難の勧告又は指示等の内容（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策室、県土木部、県警察本部、市町村） 避難の勧告又は指示は次の内容を明示して行う。 (1) 要避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難勧告又は指示の理由 (4) 避難経路 (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等） 避難準備情報は、 災害時要援護者 に対して避難勧告の内容に準じて行うとともに、 災害時要援護者 以外の者に対して避難の準備を伝達する。						組織改編に伴う修正
2 避難の勧告又は指示等の内容（伏木海上保安部、自衛隊、県知事政策局、県土木部、県警察本部、市町村） (5) 避難時の注意事項等（災害危険箇所の所在、災害の概要等） 避難準備情報は、 要配慮者 に対して避難勧告の内容に準じて行うとともに、 要配慮者 以外の者に対して避難の準備を伝達する。						災対法の改正に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>3 避難誘導（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) 市町村</p> <p>避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある<u>避難場所</u>に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p> <p>なお、避難の勧告又は指示等は地域の居住者の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。</p> <p>(2) 消防機関（略）</p> <p>(3) 警察</p> <p>市町村に協力し、一定の地域、事業所を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに、次により避難させる。</p> <p>この場合、特に高齢者、障害者を優先して避難誘導する。</p> <p>ア 避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。</p> <p>イ <u>避難場所</u>においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、<u>避難場所</u>の秩序維持に努める。</p> <p>ウ <u>避難場所</u>の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、<u>避難場所</u>や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難の措置を講ずる。</p> <p>(4) 自主防災組織</p> <p>自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者等の<u>災害時要援護者</u>の避難誘導に配慮する。</p> <p>4 （略）</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>避難の勧告又は指示が出された場合、市町村は地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>に誘導員を配置し、住民を誘導する。</p> <p>イ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>においては、警戒員を配置し、関係防災機関と密接に連絡のうえ、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の秩序維持に努める。</p> <p>ウ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の誘導員及び警戒員は、常に周囲の状況に注意し、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失すことなく再避難の措置を講ずる。</p> <p>(4) 自主防災組織</p> <p>自主防災組織は、市町村、消防機関、警察等の各機関と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、<u>乳幼児、妊娠婦、外国人</u>等の<u>要配慮者</u>に配慮する。</p>	同上
<p>第2 <u>避難場所</u>、避難道路の運用</p> <p>1 <u>避難場所</u>の運用（県知事政策室、市町村）</p> <p>災害時における<u>避難場所</u>の運用は、原則として<u>避難場所</u>所在の市町村が行う。</p>	<p>第2 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路</u>の運用</p> <p>1 <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の運用（県知事政策局、市町村）</p> <p>災害時における<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の運用は、原則として<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>所在の市町村が行う。</p>	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 のみ 記 載）	備 考
<p>なお、2以上の市町村にわたって所在する<u>避難場所</u>又は2以上の市町村の被災住民が利用する<u>避難場所</u>の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。</p> <p>(1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難場所</u>の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること エ <u>避難場所</u>の衛生保全に努めること オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は<u>避難場所</u>への移動を安全かつ円滑に誘導すること <p>(2) 県は、市町村から<u>避難場所</u>の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。</p> <p>2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) <u>避難場所</u>及び周辺道路の交通規制</p> <p>警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により<u>避難場所</u>及びその周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>避難場所</u>内及び同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。 イ <u>避難場所</u>周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。 ウ (略) エ 避難路にあたる道路で信号機の<u>灯滅</u>、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。 <p>(2) (略)</p>	<p>なお、2以上の市町村にわたって所在する<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>又は2以上の市町村の被災住民が利用する<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の運用については、関係する市町村があらかじめ協議した事項により対処する。</p> <p>(1) 市町村は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと ウ 疾病者に対し、救急医療をほどこすため、救護所及び医師を確保すること エ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の衛生保全に努めること オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は<u>指定避難所</u>への移動を安全かつ円滑に誘導すること <p>(2) 県は、市町村から<u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに各部局又は関係機関へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。</p> <p>2 避難道路の運用（県警察本部、市町村）</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>周辺道路の交通規制</p> <p>警察は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、次により<u>指定緊急避難場所及び指定避難所並びに</u>その周辺道路における交通規制を可能な限り実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>指定緊急避難場所及び指定避難所内並びに</u>同場所への避難にあたる道路は、駐車禁止とする。 イ <u>指定緊急避難場所及び指定避難所</u>周辺の幅員3.5m未満の道路は、原則として車両通行禁止とする。 ウ (略) エ 避難路にあたる道路で信号機の<u>滅灯</u>、故障等が発生した主要交差点には、整理誘導のため警察官を配置する。 	備考 同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第3 避難所の設置・運営</p> <p>避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。</p> <p>1 避難所の開設（市町村）</p> <p>(1) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を<u>避難所</u>として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(2) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。</p> <p>(3) 避難所を設置した場合は、避難所管理要員を置く。</p> <p>(4) 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得て、期間を延長することができる。</p> <p>(5) 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。</p> <p>(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を<u>避難場所</u>として借り上げる等、多様な<u>避難場所</u>の確保に努める。</p> <p>2 避難所の運営（県厚生部、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難所</u>としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や<u>災害時要援護者</u>、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するものとする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(1) 市町村は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を<u>指定避難所</u>として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>要配慮者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を<u>避難所</u>として借り上げる等、多様な<u>避難所</u>の確保に努める。</p> <p>(3) <u>指定避難所</u>としてあらかじめ指定されている学校においては、災害時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。</p> <p>(4) 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や<u>要配慮者</u>、女性への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮するものとする。</p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(5) (略)</p> <p>3 被災者の他地区への移送（県知事政策室、市町村）</p> <p>(1) 市町村 ア 被災地区の市町村の<u>避難場所</u>に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 県及び受入市町村 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 被災者の他地区への移送（県知事政策局、市町村）</p> <p>(1) 市町村 ア 被災地区の市町村の<u>避難所</u>に被災者を収容できないとき、市町村長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。</p> <p>4 運送事業者への要請</p> <p>県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u></p> <p><u>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p>
<p>第4 災害時要援護者への援護</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる<u>災害時要援護者</u>は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発時に<u>災害時要援護者</u>がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の<u>災害時要援護者</u>と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>1 在宅の<u>災害時要援護者</u>対策（県知事政策室、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 在宅の<u>災害時要援護者</u>の安全確保</p> <p>ア 市町村は、あらかじめ作成した<u>災害時要援護者</u>及びその家族が災害発生時にとるべき行動等に関する災害対策マニュアル及び個別の避難支援計画に留意し、<u>災害時要援護者</u>の援護及び救護を行う。</p> <p>イ 市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された<u>災害時要援護者</u>の発見に努め、発見した場合には、本人の同意</p>	<p>第4 要配慮者への援護</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児、<u>妊娠婦</u>、外国人等いわゆる<u>要配慮者</u>は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発時に<u>要配慮者</u>がおかれる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の<u>要配慮者</u>と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。</p> <p>1 <u>要配慮者</u>対策（県知事政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者の支援</u></p> <p>ア 被災市町村は、<u>発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、</u>あらかじめ作成した<u>避難行動要支援者名簿</u>や個別の支援計画<u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認</u>を行う。</p> <p>イ 被災市町村は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された<u>避難行動要支援者</u>の発見に努め、発見した場合には、必要</p>	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>を得て、必要に応じ避難所への誘導を行う。</p> <p>ウ 市町村は、<u>災害時要援護者</u>の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の<u>災害時要援護者</u>の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の生活支援</p> <p>ア 社会福祉施設への緊急入所</p> <p>市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な<u>高齢者や障害者</u>の社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。</p> <p>イ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備</p> <p>市町村は、避難所において、被災した<u>災害時要援護者</u>の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、デジタル放送対応テレビ等）</p> <p>ウ <u>災害時要援護者</u>の実態調査とサービスの提供</p> <p>市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した<u>災害時要援護者</u>の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。</p> <p>2 社会福祉施設等における<u>災害時要援護者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>3 外国人の援護対策（<u>県生活環境文化部</u>、市町村）</p>	<p>に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により<u>社会福祉施設への緊急入所</u>を行う。</p> <p>ウ 被災市町村は、<u>避難行動要支援者</u>の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、<u>避難行動要支援者</u>の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の支援</p> <p>ア 社会福祉施設への緊急入所</p> <p><u>被災</u>市町村は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な<u>要配慮者</u>の社会福祉施設への緊急入所を行う。</p> <p>県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。</p> <p>イ 避難所における相談体制及び情報提供手段の整備</p> <p>市町村は、避難所において、被災した<u>要配慮者</u>の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。（見えるラジオ、デジタル放送対応テレビ等）</p> <p>ウ <u>要配慮者</u>の実態調査とサービスの提供</p> <p>市町村は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した<u>要配慮者</u>の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関や民間の病院、介護事業者等との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。</p> <p>県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。</p> <p>2 社会福祉施設等における<u>要配慮者</u>対策（県厚生部、市町村）</p> <p>3 外国人の援護対策（<u>県観光・地域振興局</u>、市町村）</p>	同上
第4～第5 (略)	第5～第6 (略)	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
第10節 交通規制・輸送対策		
第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施		
1 (略)		
2 道路交通規制の実施（県警察本部、各道路管理者）		
県公安委員会及び道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。	この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により <u>(社)富山県警備業協会</u> に交通誘導の協力を要請する。	組織名の変更に伴う修正
この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により <u>(一社)富山県警備業協会</u> に交通誘導の協力を要請する。		
また、県公安委員会及び道路管理者は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。		
第2 緊急交通路の確保		
1～2 (略)		
3 緊急航空路の確保（県知事政策室）	3 緊急航空路の確保（県知事政策局）	組織改編に伴う修正
第3 輸送車両、船舶、航空機の確保		
1 輸送の対象となる範囲（県知事政策室）	1 輸送の対象となる範囲（県知事政策局）	
2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県知事政策室、市町村、各運送事業者）	2 輸送手段（自衛隊、伏木海上保安部、県知事政策局、市町村、各運送事業者）	
3 輸送車両、船舶等の調達（北陸信越運輸局、自衛隊、伏木海上保安部、県各部局、市町村、日本通運、県トラック協会、JR西日本）		
(1) 県		
ア (略)		
イ 各部において、所管の車両等だけでは不足する場合は、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所及び日時を明示のうえ、管財班長（管財課長）に車両等の調達を依頼するものとする。	ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあっては、 <u>管理班</u> 、農林水産部にあっては農林水産企画班に依頼するものとする。	
ただし、土木工事のため、業者が所有する建設車両を調達するときは、土木部にあっては、 <u>建設技術企画班</u> 、農林水産部にあっては農林水産企画班に依頼するものとする。		
(2)～(4) (略)		
4 緊急通行車両の取扱い（県知事政策室、県警察本部、中日本高速道路(株)）	4 緊急通行車両の取扱い（県知事政策局、県警察本部、中日本高速道路(株)）	
(1) 緊急通行車両の確認	(1) 緊急通行車両の確認	
ア 確認実施機関	ア 確認実施機関	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （変 更 部 分 のみ 記 載）	備 考
<p>緊急通行車両の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては<u>知事政策室消防・危機管理課</u>、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>(2) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 緊急自動車以外の車両</p> <p>道路整備特別措置法施行令<u>第6条</u>の規定に基づく<u>建設省告示（昭和31年建設省告示1695号）</u>による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。</p> <p>第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 供給確保（北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 非常食・生活必需品</p> <p>　　県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。</p> <p>　　ア～イ (略)</p> <p>　　ウ 被災市町村の供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局<u>富山農政事務所</u>に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。</p> <p style="text-align: center;"><図：非常食・生活必需品の救援物資の流れ></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北陸農政局<u>富山農政事務所</u></div>	<p>緊急通行車両の確認は、知事又は県公安委員会が行う。なお、確認事務の所管は県においては<u>知事政策局防災・危機管理課</u>、県公安委員会においては県警察本部交通規制課とする。</p> <p>道路整備特別措置法施行令<u>第11条</u>の規定に基づく<u>料金を徴収しない車両を定める告示（平成17年国土交通省告示第1065号）</u>による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行するときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知するものとする。</p> <p>(1) 非常食・生活必需品</p> <p>　　県は、次の措置により非常食・生活必需品を確保する。</p> <p>　　ア～イ (略)</p> <p>　　ウ 被災市町村の供給すべき非常食・生活必需品が不足した場合には、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局<u>富山地域センター</u>に供給要請を行う。また、さらに不足が見込まれる場合には、国の防災基本計画に定める物資関係省庁（農林水産省、経済産業省）又は非常災害対策本部に物資の調達を要請する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">北陸農政局<u>富山地域センター</u></div>	<p>法改正に伴う 条項ずれ 告示の修正</p> <p>組織名の変更 等に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考											
<p>(2) 主食（米穀）の調達</p> <p>炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、<u>北陸農政局富山農政事務所に出庫</u>を要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。</p> <p>なお、精米能力に限界がある場合は、北陸農政局<u>富山農政事務所</u>を通じて他県からの応援で対処する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制</p> <p>各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>(2) 主食（米穀）の調達</p> <p>炊出しが始まり、市町村から米穀の出荷要請があった場合、県は、<u>農林水産省生産局に引渡し</u>を要請するとともに、米穀販売事業者に委託し、精米にして供給する。</p> <p>なお、精米能力に限界がある場合は、北陸農政局<u>富山地域センター</u>を通じて他県からの応援で対処する。</p>	手続きの変更に伴う修正											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>県農林水産部</td><td> <p>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局<u>富山農政事務所</u>及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配達し、引渡すものとする。</p> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>北陸農政局 富山農政事務所</td><td> <p>1 <u>知事から、米穀、乾パン及び乾燥米飯の供給要請を受けたときは、農林水産省の定める「政府所有米穀の販売要領」（平成16年3月31日付15総食第829号総合食料局長通知）及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付18総食第294号総合食料局長通知）並びに「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」（昭和51年7月12日付け51食糧業第722号（加食）食糧庁長官通知）により処理する。</u></p> <p>2 <u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品</u></p> </td></tr> </tbody> </table>		機関名	実施内容	(略)		県農林水産部	<p>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局<u>富山農政事務所</u>及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配達し、引渡すものとする。</p>	(略)		北陸農政局 富山農政事務所	<p>1 <u>知事から、米穀、乾パン及び乾燥米飯の供給要請を受けたときは、農林水産省の定める「政府所有米穀の販売要領」（平成16年3月31日付15総食第829号総合食料局長通知）及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付18総食第294号総合食料局長通知）並びに「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」（昭和51年7月12日付け51食糧業第722号（加食）食糧庁長官通知）により処理する。</u></p> <p>2 <u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品</u></p>		
機関名	実施内容												
(略)													
県農林水産部	<p>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局<u>富山農政事務所</u>及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配達し、引渡すものとする。</p>												
(略)													
北陸農政局 富山農政事務所	<p>1 <u>知事から、米穀、乾パン及び乾燥米飯の供給要請を受けたときは、農林水産省の定める「政府所有米穀の販売要領」（平成16年3月31日付15総食第829号総合食料局長通知）及び「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付18総食第294号総合食料局長通知）並びに「災害時における乾パン及び乾燥米飯の取扱要領」（昭和51年7月12日付け51食糧業第722号（加食）食糧庁長官通知）により処理する。</u></p> <p>2 <u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品</u></p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>県農林水産部</td><td> <p>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局<u>富山地域センター</u>及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配達し、引渡すものとする。</p> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>農林水産省 生産局</td><td> <p><u>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局に対して行う。</u></p> <p><u>引渡し要請を受けた農林水産省生産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</u></p> </td></tr> <tr> <td>北陸農政局 富山地域センター</td><td><u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品</u></td></tr> </tbody> </table>		機関名	実施内容	(略)		県農林水産部	<p>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局<u>富山地域センター</u>及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配達し、引渡すものとする。</p>	(略)		農林水産省 生産局	<p><u>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局に対して行う。</u></p> <p><u>引渡し要請を受けた農林水産省生産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</u></p>	北陸農政局 富山地域センター	<u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品</u>
機関名	実施内容												
(略)													
県農林水産部	<p>1 県厚生部から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味料及び生鮮食料品について、北陸農政局<u>富山地域センター</u>及びあらかじめ協力依頼している 業界等を通じて必要量を調達する。</p> <p>2 玄米の場合には、県内の米穀販売事業者等に精米を委託し、配送する。</p> <p>3 生鮮食料品については、卸売市場から調達する。</p> <p>4 調達した食料は、県厚生部と協議のうえ定めた引継場所まで配達し、引渡すものとする。</p>												
(略)													
農林水産省 生産局	<p><u>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省生産局に対して行う。</u></p> <p><u>引渡し要請を受けた農林水産省生産局は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。</u></p>												
北陸農政局 富山地域センター	<u>米麦加工食品（精米、小麦粉、乾めん、生めん、即席めん、パン、ビスケット）及び加工食品（レトルト食品</u>												

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考												
<p>席めん、パン、ビスケット) 及び加工食品(レトルト食品等)・調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</p>	<p>二 等)・調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</p>													
<p>3 輸送体制（各防災関係機関）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他県・企業からの救援物資については、被災市町村や隣接市町村の集積地の状況をみながら、県が指示する集積地に輸送する。</p> <p>県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、(社)富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。</p> <p>また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、(社)富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 食品の流通確保（北陸農政局、県農林水産部）</p>	<p>県は、物資の緊急・救援物資の輸送・保管等を実施する上で、必要と認めるときは、(社)富山県トラック協会へ緊急・救援物資の輸送、富山県倉庫協会へ緊急・救援物資の保管に関する要請を行う。</p> <p>また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、(社)富山県トラック協会又は富山県倉庫協会へ緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣依頼を行うものとし、物流専門家を災害対策本部又は関係市町村等へ配置する。</p>	組織名の変更に伴う修正												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>北陸農政局 富山農政事務所</td><td>米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</td></tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	(略)		北陸農政局 富山農政事務所	米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th><th>実施内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>北陸農政局 <u>富山</u> <u>地域センター</u></td><td>米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。</td></tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	(略)		北陸農政局 <u>富山</u> <u>地域センター</u>	米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。	組織名の変更に伴う修正
機関名	実施内容													
(略)														
北陸農政局 富山農政事務所	米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。													
機関名	実施内容													
(略)														
北陸農政局 <u>富山</u> <u>地域センター</u>	米麦加工食品及び加工食品、調味料の生産並びに流通在庫に関する情報の提供等必要な措置について、知事の要請に協力する。													
<p>第3 物価安定・消費者保護対策</p> <p>1 物価安定対策（県生活環境文化部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 民間事業者への要請</p> <p>ア 生活必需品</p> <p>県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県食品スーパー・マーケット協議会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水</p>	<p>ア 生活必需品</p> <p>県は、百貨店、日本チェーンストア協会、富山県食品スーパー・マーケット協議会、富山県青果物商業協同組合連合会、富山県水</p>													

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、<u>(社)</u>富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p> <p>イ 家賃及び家屋修理費 県は、家賃については<u>(社)</u>富山県宅地建物取引業協会及び<u>(社)</u>全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、<u>(社)</u>富山県建築組合連合会、<u>(社)</u>富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ごみ、がれき等廃棄物の処理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 広域的な支援・協力の確保（県生活環境文化部、市町村） 市町村は、生活ごみ、解体廃棄物、がれき、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。 県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>(社)</u>富山県産業廃棄物協会及び<u>(社)</u>富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第13節 警備活動</p> <p>第1 犯罪の予防、取締り</p> <p>1 警ら・警戒活動（県警察本部） (1) (略) (2) <u>避難場所</u>、救援拠点施設等に対する警戒活動 <u>避難場所</u>、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵</p>	<p>産物商業協同組合連合会、富山県石油業協同組合、<u>(一社)</u>富山県エルピーガス協会等に対し、安定供給を要請する。</p> <p>イ 家賃及び家屋修理費 県は、家賃については<u>(公社)</u>富山県宅地建物取引業協会及び<u>(公社)</u>全日本不動産協会に対し、また、家屋修理費については、<u>(一社)</u>富山県建築組合連合会、<u>(一社)</u>富山県建設業協会及び富山県瓦工事業協同組合等関連業界に対し、適正な価格維持等を要請する。</p> <p>県は、市町村による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、<u>(一社)</u>富山県産業廃棄物協会及び<u>(一社)</u>富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、隣接県等に対して支援を要請する。</p> <p>(2) <u>避難場所</u>、<u>避難所</u>、救援拠点施設等に対する警戒活動 <u>避難場所</u>、<u>避難所</u>、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物</p>	同上
		災対法の改正 に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
(集積) 場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。 2～4 (略) 第2 (略)	資の貯蔵 (集積) 場所及び官公署等公共施設に対する立寄り、警ら・警戒活動を実施する。	
第14節 遺体の搜索、処理及び埋葬 (略)		
第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 第1 (略) 第2 ガス施設 1 都市ガス及び簡易ガス対策 (中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、 <u>日本簡易ガス協会</u> 北陸支部) (1)～(2) (略) (3) 関係機関との連携等 ア (略) イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは <u>(社) 日本ガス協会</u> （東海北陸部会）及び <u>(社) 日本簡易ガス協会</u> 北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。 (4) 復旧 ア (略) イ 復旧のための体制 甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、 <u>(社) 日本ガス協会</u> 東海北陸部会及び <u>(社) 日本簡易ガス協会</u> 北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。 また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。	組織名の変更に伴う修正 同上	
	1 都市ガス及び簡易ガス対策 (中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、日本海ガス、高岡ガス、 <u>(一社) 日本コミュニティーガス協会</u> 北陸支部) (3) 関係機関との連携等 ア (略) イ 監督官庁及び同業他社への報告、応援要請等 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署へ被害状況及び対応措置を報告するとともに、全国同業他社へは <u>(一社) 日本ガス協会</u> （東海北陸部会）及び <u>(一社) 日本コミュニティーガス協会</u> 北陸支部を通じて、この報告とともに必要に応じて復旧応援の要請を行い、早期復旧に総力を結集する。 (4) 復旧 ア (略) イ 復旧のための体制 甚大な被害に対しては、一企業のみでの復旧対応は不可能である。ガス事業界では、 <u>(一社) 日本ガス協会</u> 東海北陸部会及び <u>(一社) 日本コミュニティーガス協会</u> 北陸支部を中心として、全国同業他社の相互応援体制が整い、既に実績として機能している。この体制を十分活用し、早期復旧に努めるべく、災害発生時には直ちに受入体制を整える。 また、復旧資機材等の備蓄の他、製造メーカーや全国管材取扱商社(店)及び復旧応援事業者の協力を得て緊急収集に努める。	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 のみ 記 載）	備 考
<p>2 LP ガス対策（県生活環境文化部、市町村、<u>(社)富山県エルピーガス協会</u>）</p> <p>LP ガス販売店は、容器の転倒や流出等による災害事故発生時には、消防との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送の措置を速やかに実施する。</p> <p>県、市町村、<u>(社)富山県エルピーガス協会</u>は、風水害により LP ガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、消費者がとるべき措置について、広報活動を行う。</p> <p>また、<u>(社)富山県エルピーガス協会</u>は、販売店及び卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、LP ガス設備の緊急安全点検を実施する。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 非常用衛星通信装置の使用 (NTT 西日本、NTT ドコモ北陸)</p> <p>2 通信施設の応急措置 (NTT 西日本、NTT ドコモ北陸、各防災関係機関)</p> <p>(1) 公衆通信</p> <p>西日本電信電話株式会社・<u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸</u>は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(2) 専用通信</p> <p>大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、<u>中日本高速道路株式会社</u>、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置を実施する。</p> <p>第16節 公共施設等の応急復旧対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 鉄道施設等</p> <p>1 初動活動体制 (JR西日本、富山地方鉄道、<u>加越能鉄道</u>、万葉線、富山ライトレール(株))</p> <p>2 初動措置 (JR西日本、富山地方鉄道、<u>加越能鉄道</u>、万葉線、富山</p>	<p>2 LP ガス対策（県生活環境文化部、市町村、<u>(一社)富山県エルピーガス協会</u>）</p> <p>LP ガス販売店は、容器の転倒や流出等による災害事故発生時には、消防との連携のもとに、容器バルブの閉止、容器の移送の措置を速やかに実施する。</p> <p>県、市町村、<u>(一社)富山県エルピーガス協会</u>は、風水害により LP ガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、消費者がとるべき措置について、広報活動を行う。</p> <p>また、<u>(一社)富山県エルピーガス協会</u>は、販売店及び卸売業者等相互の応援協力体制を整備し、LP ガス設備の緊急安全点検を実施する。</p> <p>1 非常用衛星通信装置の使用 (NTT 西日本、NTT ドコモ)</p> <p>2 通信施設の応急措置 (NTT 西日本、NTT ドコモ、各防災関係機関)</p> <p>(1) 公衆通信</p> <p>西日本電信電話株式会社・<u>株式会社NTTドコモ北陸支社</u>は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p>(2) 専用通信</p> <p>大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、警察、気象台、国土交通省、海上保安部、JR、<u>中日本高速道路株式会社</u>、さらに電力、ガス会社、私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置を実施する。</p> <p>1 初動活動体制 (JR西日本、富山地方鉄道、<u>加越能バス</u>、万葉線、富山ライトレール(株))</p> <p>2 初動措置 (JR西日本、富山地方鉄道、<u>加越能バス</u>、万葉線、富山</p>	同上

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
ライトレール(株)) 3 公共交通機関による輸送の確保（JR西日本、富山地方鉄道、 <u>加越能鉄道</u> 、万葉線、富山ライトレール(株)) 第3 (略) 第17節 農林水産業の応急対策 (略) 第18節 応急住宅対策 第1 応急仮設住宅の確保 1 (略) 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） (1)～(5) (略) (6) 建設工事 ア (略) イ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、 <u>(社)富山県建設業協会</u> 、 <u>(社)プレハブ建築協会</u> 等に対して協力を要請する。 (7) 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は <u>厚生労働大臣</u> に協議し、その同意を得て延長することができる。 3～4 (略) 第2 (略) 第3 建設資機材等の調達（県農林水産部、県土木部） 県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、 <u>(社)富山県建設業協会</u> 、 <u>(社)富山県建築組合連合会</u> 、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、県内で不足する場合、 <u>(社)プレハブ建築協会</u> 等の全国的団体、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。	ライトレール(株)) 3 公共交通機関による輸送の確保（JR西日本、富山地方鉄道、 <u>加越能バス</u> 、万葉線、富山ライトレール(株)) (6) 建設工事 ア (略) イ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、 <u>(一社)富山県建設業協会</u> 、 <u>(一社)プレハブ建築協会</u> 等に対して協力を要請する。 (7) 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は <u>内閣総理大臣</u> に協議し、その同意を得て延長することができる。 第3 建設資機材等の調達（県農林水産部、県土木部） 県は、応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資機材及び人員の確保について、 <u>(一社)富山県建設業協会</u> 、 <u>(一社)富山県建築組合連合会</u> 、富山県森林組合連合会、富山県木材組合連合会等の関係団体に協力を要請するほか、県内で不足する場合、 <u>(一社)プレハブ建築協会</u> 等の全国的団体、他都道府県及び国に資機材の調達に関して要請する。	同上 組織の名称変更に伴う修正 所管大臣の変更に伴う修正
第19節 教育・金融・労働力確保対策 第1 応急教育等	第1 応急教育等	

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考
<p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、<u>盲学校</u>、<u>ろう学校</u>、<u>養護学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>1 応急教育の実施（県経営管理部、県教育委員会、市町村）</p> <p>(1) 応急教育計画の策定等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 水、食料及び医薬品等の確保</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 食料の確保</p> <p>特殊教育諸学校においては、災害時要援護者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 災害時の態勢</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 児童生徒の健康対策・精神保健対策</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 災害時要援護者への援護</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）</p> <p>県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例<u>第11条</u>の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p> <p>また、市町村に対して、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画が策定されるよう指導を行うものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第20節 応急公用負担等の実施 (略)</p>	<p>災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、<u>特別支援学校</u>及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>(イ) 食料の確保</p> <p>特別支援学校においては、要配慮者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。</p> <p>(エ) 要配慮者への援護</p> <p>3 授業料等の免除（県経営管理部、県教育委員会）</p> <p>県は、災害救助法が発動された場合は、県立高等学校生徒及び学生の被災の程度に応じ、富山県立高等学校の授業料等に関する条例第5条又は富山県立大学条例<u>第10条</u>の規定により、授業料等の減免を行うものとする。</p>	<p>学校教育法の改正に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>条例改正に伴う条項ずれ</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第21節 火山応急対策</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 火山情報の発表と通報</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 火山観測情報</p> <p>臨時火山情報、緊急火山情報の補完のため、必要と認めるときに発表する。</p> <p>臨時火山情報、緊急火山情報及び火山観測情報の通報は、次の系統によるものとするが、県知事 <u>(消防防災課)</u>への通報は、第1順位で行われるものとする。</p> <p>第3章 災害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>被害を受けた県民が、被災から速やかに再起するよう、被災者に対する生活相談、義援金・救援物資、灾害弔慰金等の支給、生活福祉資金の貸付け、失業者（休業者）の生活安定対策等、県民の自力復興を促進するための各種対策を講じ、早期の生活安定を図る。</p> <p>また、これらによる被災者の自立的生活再建の支援を早期に実施するため、市町村は被災後、早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付するものとする。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 失業者（休業者）の生活の安定対策等（富山労働局、県厚生部、県商工労働部、富山県社会福祉協議会、北陸労働金庫）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被災者に対する就職あっせん及び職業訓練対策</p> <p>ア 被災者に対する就職あっせん</p> <p>公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（<u>8</u>ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。</p> <p>このため、公共職業安定所に臨時職業相談窓口（公共職業安定</p>	<p>3 火山観測情報</p> <p>臨時火山情報、緊急火山情報の補完のため、必要と認めるときに発表する。</p> <p>臨時火山情報、緊急火山情報及び火山観測情報の通報は、次の系統によるものとするが、県知事 <u>(防災・危機管理課)</u>への通報は、第1順位で行われるものとする。</p>	組織改編に伴う修正
	<p>ア 被災者に対する就職あっせん</p> <p>公共職業安定所は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その再就職について県下各公共職業安定所（<u>6</u>ヶ所）との緊密な連携のもとに、速やかな就職あっせんに努めるものとする。</p>	箇所数の修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>所へ出向くことが困難な地域にあっては臨時職業相談所を開設するとともに、巡回職業相談を実施するものとする。</p> <p>また、他都道府県への再就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他都道府県と連絡調整を行い雇用の安定を図るものとする。</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>エ 職業訓練対策</p> <p>職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。<u>また、中小企業者が事業の高付加価値化・新分野展開を行う場合には、県は中小企業人材高度化能力開発給付金制度の活用を指導する。</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>9 被災者に対する住宅復興に向けた支援（県土木部、<u>住宅金融公庫</u>北陸支店）</p> <p>地震等の災害時において、県と住宅金融公庫が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や<u>住宅金融公庫</u>融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>職業能力開発校は、失業者（休業者）の再就職や転職を容易にするため、職業訓練（委託訓練を含む。）を実施する。</p> <p>9 被災者に対する住宅復興に向けた支援（県土木部、<u>住宅金融支援機構</u>北陸支店）</p> <p>地震等の災害時において、県と住宅金融公庫が協力し、住宅の復興に向けた相談所の開設や<u>住宅金融支援機構</u>融資の返済中の被災県民に対し、返済猶予や返済方法の変更等ができるようにして支援する。</p> <p><u>10 罹災証明書発行体制の整備（県、市町村）</u></p> <p><u>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</u></p> <p><u>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</u></p> <p><u>11 被災者台帳の作成（県、市町村）</u></p> <p><u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p>	<p>名称変更に伴う修正</p> <p>災対法の改正に伴う修正</p> <p>支援措置の追</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</p> <p>1 中小企業への融資等（県商工労働部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県信用保証協会の<u>災害関係保証等（別枠保証）</u>による信用補完</p> <p>ア 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者の再建資金の保証の特例（激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）</p> <p>イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者 〔災害の影響後1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比20%以上減少すると見込まれるもの〕</p> <p>（中小企業信用保険法第2条<u>第3項</u>の経営安定関連保証（別枠保証））</p> <p>[上記ア、イによる措置内容]</p> <p><u>通常限度額 2億8千万円 → 災害関係保証等の別枠含む限度額 5億6千万円</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 中小企業高度化資金による対応</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>災害復旧高度化事業</u></p> <p>既往の高度化資金の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合に、罹災した施設の復旧を図る場合や、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を実施するもの</p> <p>(ア) 貸付割合 90%以内（無利子）</p> <p>(イ) 期間 20年（うち据置3年）以内</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p><u>12 国有財産の無償借受等（北陸財務局富山財務事務所）</u></p> <p><u>国有財産を災害復旧や、避難住民受け入れのための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町村は国に対し無償借受等の申請を行う。</u></p> <p>(2) 県信用保証協会の<u>別枠保証</u>による信用補完</p> <p>イ 災害等突発的な事由により地域の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域に事業所を有する中小企業者 〔災害の影響後1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比20%以上減少、かつ、災害の影響後3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比20%以上減少すると見込まれるもの〕</p> <p>（中小企業信用保険法第2条<u>第5項</u>の経営安定関連保証（別枠保証））</p> <p>[上記ア、イによる措置内容]</p> <p><u>一般保証限度額 2億8,000万円+特別保証限度額 2億8,000万円</u></p> <p>(6) 中小企業高度化資金による対応</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ <u>災害復旧貸付</u></p>	<p>加</p> <p>字句修正</p> <p>措置内容の見直しに伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 のみ 記 載)	備 考												
<p>第4 郵政事業の非常取扱い等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便関係 (<u>日本郵政公社</u>北陸支社) 2 郵便貯金、郵便為替、郵便振替関係 (<u>日本郵政公社</u>北陸支社) 3 簡易保険関係 (<u>日本郵政公社</u>北陸支社) <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>第1 激甚災害指定手続（県各部局）</p> <p>(1) 激甚災害指定基準（本激）</p> <p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用条項（適用措置）</th><th>指定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</td><td> <p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>激甚法第12条、第13条、<u>第15条</u> (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	適用条項（適用措置）	指定基準	(略)		激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 	(略)		激甚法第12条、第13条、 <u>第15条</u> (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	(略)	(略)		<p>第4 郵政事業の非常取扱い等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 郵便関係 (<u>日本郵便株式会社</u>北陸支社) 2 郵便貯金、郵便為替、郵便振替関係 (<u>日本郵便株式会社</u>北陸支社) 3 簡易保険関係 (<u>日本郵便株式会社</u>北陸支社) 	名称の変更に伴う修正
適用条項（適用措置）	指定基準													
(略)														
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 													
(略)														
激甚法第12条、第13条、 <u>第15条</u> (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	(略)													
(略)														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用条項（適用措置）</th><th>指定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</td><td> <p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 <p><u>ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額を超えるかつ、次の3又は4の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 </td></tr> </tbody> </table>	適用条項（適用措置）	指定基準	(略)		激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 <p><u>ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額を超えるかつ、次の3又は4の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 	基準の改正による修正						
適用条項（適用措置）	指定基準													
(略)														
激甚法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 <p><u>ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額を超えるかつ、次の3又は4の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 3 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額>当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 													

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
	(略) 激甚法第12条、第13条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等) (略)	
(2) 局地激甚災害指定基準（局激） 災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができる、その指定基準は次表のとおりとする。 (昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)		
適用条項（適用措置）	指定基準	適用条項（適用措置）
激甚法第2章（第3条、第4条） (公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助)	<u>当該市町村が負担する公共土木施設復旧事業費等の査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の50%（査定事業費額が1,000万円未満のものは除外）</u> <u>ただし、該当市町村ごとの当該事業費額の合計が1億円未満の場合は除外</u>	激甚法第2章（第3条、第4条） (公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助)
激甚法第5条、第6条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等)	<u>当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%（経費の額が1,000万円未満のものは除外）</u> <u>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外</u>	<u>1 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、該当市町村ごとの当該査定事業費額の合計が1億円未満のものは除外</u> <u>(1) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の50%（当該査定事業費額が1,000万円未満のものは除外）</u> <u>(2) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の20%（当該標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が2億5,000万円を超えるもの）</u> <u>(3) 当該査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入の20%+{(当該標準税収入-50億円)の60%}（当該標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下のもの）</u> <u>2 1の当該査定事業費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除</u>
(略)		同上
激甚法第12条、第13条、 <u>第15条</u> (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	(略)	
(略)		

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p style="text-align: center;">外</p> <p>激甚法第5条、第6条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等)</p>	
	<p><u>1 (1) 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額の 10% (経費の額が1,000 万円未満のものは除外)</u> ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000 万円未満の場合は除外</p> <p><u>(2) 上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害</u> 当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額>当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の10% (漁船等の被害額が1,000 万円未満のものは除外) ただし、該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が5,000 万円未満の場合は除外</p> <p><u>2 1の当該経費の見込額からみて、1の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外</u></p>	
(略)		
第2 特別財政援助額の交付手続等 1～2 (略) 3 中小企業に関する特別の助成（県商工労働部） (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） <u>中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12</u>	<p>激甚法第12条、第13条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p> <p>(略)</p> <p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条） <u>激甚法第12条の中小企業信用保険法による災害関係保証の特例によ</u></p>	字句修正

富山県地域防災計画（風水害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>条の適用により、付保限度額の別途設定（普通保険の場合、2億8,000万円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 中小企業に対する資金の融通に関する特例（激甚法第15条）</u></p> <p>商工組合中央金庫が中小企業者の事業の再建に必要な資金として貸し付けた資金について、激甚災害の場合には、一定額を限度として年6.2%を超えない範囲において政令で定める利率（特別被害者については3%）まで利率を引き下げる特例である。なお、激甚法第15条が適用される激甚災害については、閣議決定により、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫においても、同様の利率の引き下げが行われることとなっている。</p>	<p>り、付保限度額の別枠設定（2億8,000万円）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険 70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	激甚法の改正に伴う修正
4 (略)		